

令和 3 年

第 4 回定例輪之内町議会会議録

令和 3 年 12 月 3 日 開会
令和 3 年 12 月 15 日 閉会

輪之内町議会

第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月3日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
副議長の選挙	4
安八郡広域連合議会議員の選挙	5
議案上程	5
町長提案説明	5
議第45号（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第46号（提案説明・質疑・委員会付託）	15
議第47号から議第51号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	19
議第52号（提案説明・質疑・討論・採決）	24
散会	26

12月13日

議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
欠員	27
説明のため出席した者	27
職務のため出席した事務局職員	27
開議	28
一般質問	28
2番 林 日出雄議員	28

6番 上野賢二議員	36
1番 大橋慶裕議員	44
5番 浅野 進議員	47
散会	50

12月15日

議事日程	51
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
欠員	51
説明のため出席した者	51
職務のため出席した事務局職員	52
開議	53
諸般の報告	53
議第46号（委員長報告・質疑・討論・採決）	53
議第47号から議第51号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	57
閉会	68
会議録署名議員	69

令和 3 年12月 3 日開会 第 4 回定例輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

令和 3 年12月 3 日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 副議長の選挙
日程第5 安八郡広域連合議員の選挙
日程第6 議案上程
日程第7 町長提案説明
日程第8 議第45号 専決処分の承認について
令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）
日程第9 議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）
日程第10 議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 議第48号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 議第49号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 議第50号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 議第52号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時02分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は8名です。

去る9月28日に土井田崇夫副議長が御逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

そこで、10月19日の全協で黙祷させていただきましたけれども、本会議場において全員おそろいですので、改めて哀悼の意を示すという意味におきまして黙祷をお願いしたいと思いますので、御起立をよろしくお願ひします。

(黙 祷)

○議長（田中政治君）

ありがとうございました。

定足数に達していますので、令和3年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、1番 大橋慶裕君、5番 浅野進君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月15日までの13日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月15日までの13日間と決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって監査委員から令和3年度8月分から10月分に関する出納検査結果報告並びに第199条第9項の規定により、令和3年度定期監査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

副議長の選任については、小寺強議員を推薦いたします。

○議長（田中政治君）

選挙の方法については、ただいま浅野重行君から指名推選によるという御発言がございました。この発言のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

副議長に小寺強君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小寺強君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました小寺強君が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました小寺強君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

小寺強君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

小寺強君。

○8番（小寺 強君）

ただいまは副議長に御推挙賜り、心から感謝を申し上げます。

私、土井田君より20年間議員活動しております。その力を出して、議長を補佐しながら、輪之内町議会発展のために微力ではありますが一生懸命やらせていただきますので、皆様方の温かい御支援を心からお願い申し上げます。挨拶と代えさせていただきます。

○議長（田中政治君）

日程第5、安八郡広域連合議員の選挙について、安八郡広域連合議員に欠員が生じたので、安八郡広域連合規約第8条第4項の規定により選挙を行います。

お諮りします。

議員の選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

安八郡広域連合議員には、小寺強君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第6、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第7、町長提案説明。

本日の上程議案について町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

本日、ここに令和3年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中、御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

まず、提案内容の説明に入るまでに、先ほど黙祷をさせていただきましたが、土井田

崇夫議員の御逝去に心から哀悼の誠をささげたいと思います。議席に花が飾られているのを見ますと、何か寂しい感じがしますが、それを乗り越えて、執行部、議会共々町政発展に尽力してまいりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

早いもので令和3年も師走に入ってまいりました。日ごとに寒さも厳しくなってきましたので、どうか議員の皆様も時節柄御自愛をいただくようお願いしたいと思います。

さて、新型コロナウイルスの感染症は、日本国内ではその感染者数も落ち着きを見せてつつありますが、御承知のように、南アフリカなどで確認された新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」の感染が欧州で急拡大をしております。

今までに英国、ドイツ、イタリアで確認されており、水際対策として、政府は11月29日付で同30日以降、全世界からの外国人の新規入国を一時停止する措置を決定するなど、依然として予断を許さない状況にあります。

そのような状況下ではありますけれども、第6波を警戒しつつも、国内では感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指した新たなフェーズを迎えようとしております。

岐阜県でも岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部が12月1日から新たな感染症対策として、「感染防止対策の継続・強化」と「社会経済活動の再開支援」の2つの柱で対策を講じたところです。

町民の皆様におかれましては、引き続き感染予防の基本的な対策の継続をお願いいたします。

3回目のワクチン接種であります。65歳以上の高齢者及び高齢者施設の従事者の方々は来年2月初旬から、また基礎疾患を有する方々及び社会福祉施設の従事者の方々、そして一般町民の方々には、3月初旬をめどに進める計画となっております。

私どもといたしましては、引き続き町民の皆様への命と健康を守るべく各種感染予防対策を講じながら、併せて地域経済をしっかりと支え続けることを当面の重要施策として取り組んでまいります。

また、国政では、去る10月31日執行の衆議院議員総選挙で政府・与党が過半数を維持したところであります。

そして、11月26日に令和3年度補正予算の概算及び一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用について閣議決定をしたところで、その規模は35兆9,895億円に上っております。

その中で地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるように、地方創生臨時交付金が地方単独分として1.2兆円計上されることとなっております。

私どもも今までは感染症対策の直接的な事業を中心に編成をしてまいりましたが、これからはウイズコロナの下での社会経済活動の再開等により地方創生を図る事業へそのフェーズを変えていく必要があるだろうと、そんなふうに思っております。

いずれにせよ、今後、詳細な予算スキームが公表されますが、よく内容を吟味しながら、当町においても適時的確に今後の補正予算編成を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、専決処分1件、補正予算1件、決算関係5件、条例関係1件の合計8件となっております。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認でございます。

議第45号 専決処分の承認については、令和3年11月29日、地方自治法第179条の規定により、令和3年度一般会計補正予算（第3号）を専決処分しましたので報告し、その承認を求めるものでございます。

補正予算規模としては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,071万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,272万7,000円と定めるものでございます。

内容については、後ほど担当課長から詳細に説明させますので、私からはその概要について御説明をさせていただきます。

御案内のように、岸田内閣において11月19日閣議決定された18歳以下の子供を対象とする合計10万円の給付、これについては5万円を現金給付で年内に、そして年度内に残り5万円をクーポン券等で配付するスキームとなっており、その要請を受けて実施するものでございます。そして、住民税非課税の家庭に1世帯10万円の給付をも行うものでございます。

なお、財源は、全額国庫支出金を予定しているところでございます。

次に、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,084万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,356万8,000円と定めるものでございます。

この補正予算も、同じく後ほど担当課長より詳細に説明させますので、私からはその概要について御説明をいたします。

今回の補正予算（第4号）は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費の追加及びその他となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

総務費では、児童手当法施行規則の一部改正により職員の児童手当に関する情報を管理するシステムについて所要のプログラム改修を行うための経費、そしてこの役場庁舎には有事に備え自家発電設備が設置されておりますが、その自家発電の蓄電池の有効期限が切れておりますので、これを更新するものでございます。

次に、交通安全施設の修繕、新規設置の要望が数多く寄せられておりますので、それ

らに定めるため、修繕料と工事請負費をそれぞれ追加するものでございます。

また、ふるさと応援寄附金については、これまで1,000万円を目標に取り組んでまいりましたが、今年度は1,000万円を超える見込みとなっておりますので、その超過分を基金への積立金として計上したもので、歳入のふるさと応援寄附金と同額を計上したものとなっております。これに関連して、増加する返礼品代の購入費、郵送料、事務費をそれぞれ追加計上するものでございます。

次に、民生費では、障がい者福祉費における扶助費について利用者の増、行動援護の支給量の増、さらには補装具の支給件数の増により、今年度これまでの支出済額と今後の支出見込額を推計した結果、それぞれの不足見込額を計上しております。

次に、令和4年4月1日から年金手帳の再交付手続が変更されることに伴い、国民年金システムについて所要のプログラム改修を行うものや、高齢者福祉では、デイサービス利用者の増を理由とする不足見込額を追加するものであります。

次に、児童手当費では、一般町民の児童手当に関する情報を管理するシステムについて所要のプログラム改修を行うもので、理由は総務費と同様であります。

また、前年度の児童手当費に対する国の交付金と県の負担金の精算の結果、返還することになったもので償還金、利子及び割引料を計上、そして児童福祉施設費についても、前年度の交付額の精算の結果により返還金を計上しております。

次に、衛生費では、国が進める情報標準化整備事業によりマイナンバーを活用したマイナポータルでの自己の健診情報の閲覧や市町村間での情報連携に対応するため、健康管理システムについて所要のプログラム改修を行うものであります。

予防費では、3回目のコロナワクチンの接種に関する経費を追加するものであります。その内訳は、必要な需用費、委託料等、3回目のワクチン接種を行うのに必要な事務費を計上したものであります。

なお、委託料の一部は翌年度にわたり契約する必要があるため、この補正予算において繰越明許費補正をお願いすることとしております。

次に、農林水産業費では、営農組合が導入した農機具に対して交付される県補助金、4分の1相当であります。それに町も5%の補助金を上乗せして交付をするものであります。今回は3営農組合が対象であります。

次に、教育費では、これまでも国庫補助金を活用して消毒液などの保健衛生用品を購入してまいりましたが、今回、小学校・中学校ともに補助上限額の見直し、増額でありますけれども、見直しがありましたので、その増分を有効に活用すべく、それに見合うだけの保健衛生用品などを購入しようとするものであります。

次に、プラネットプラザ管理費では、アーリオンホールの引き割り幕を修繕するものや、リトルホールの空調設備を更新しようとするものであります。

また、留守家庭児童教室においてコロナ禍における教室の密を避けるため、各校2教

室体制にしたことによる指導員の増、加えて教室終了後の消毒作業等に伴う勤務時間の増などを理由とする不足見込額を追加するものとなっております。

続いて、歳入の御説明をいたします。

民生費国庫負担金では、歳出の障害者自立支援給付費について国の負担分として2分の1を受け入れるものや、3回目のワクチン接種に関する追加費用について、国から負担金と補助金をそれぞれ受け入れるものを計上しております。

また、児童手当の情報を管理するシステムのプログラム改修費について国から補助金を受け入れるもので、補助率は10分の10であります。

そして、衛生費国庫補助金として健康管理システムのプログラム改修費について、国から3分の2の補助金を受け入れるものを計上しております。

次に、教育費国庫補助金として、小学校・中学校ともに学校保健特別対策事業費補助金の補助上限額の増額分を受け入れるものとしております。

次に、県支出金では、障害者自立支援給付費について県の負担分として4分の1を受け入れるもののほか、農林水産業費県補助金では、営農組合が導入する農機具について県から4分の1の補助金を受け入れるものであります。

次に、寄附金では、今年度10月末までの収入済額から今年度の収入見込額を推計した結果、さらに500万円の収入が見込まれますので、これを追加したものであります。これについては、歳出の基金費への積立金と同額であります。

最後に、歳入予算を調整するため普通交付税を計上しております。

続きまして、令和2年度の一般会計、特別会計の決算認定につきまして、順次御説明をいたします。

まず初めに、議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和2年度輪之内町一般会計の決算額は、歳入総額56億1,325万4,000円、歳出総額54億8,646万1,000円となり、歳入歳出の差引き額は1億2,679万3,000円となりました。

歳入の28.6%を占める町税では、全体で対前年度1,715万3,000円の減となりました。その要因は、町民税では、個人は伸びたものの法人は減となり、1,712万円の減となりました。

また、固定資産税は、ほぼ横ばいの8万5,000円の増、そして軽自動車税は150万7,000円の増、町たばこ税は162万6,000円の減となっております。

また、税等交付金については、地方交付税の増、地方消費税交付金の増や法人事業税交付金の創設に伴う増などにより、全体で対前年度1億4,957万9,000円の増となりました。

また、国庫支出金については、家計への支援として実施された特別定額給付金事業に対する補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が皆増になったこと

により、合わせて11億9,472万7,000円の増となっております。

町債については、大型事業は対前年度に比して防災無線デジタル化工事費にとどまったこと等に関連して、緊急防災・減災事業債の発行のほか、臨時財政対策債、減収補填債の発行にとどめたことにより、対前年度1,230万円の減となっております。

一方、歳出では、財源確保が困難な状況下において抑制型予算を基本としつつも安易な事業の見送りをすることなく、優先度、緊急度を重視した事業を展開いたしました。

主な要因として、性質別では、普通建設事業においては大型事業として防災無線デジタル化工事の施工にとどまったこともあり、対前年度1億4,258万3,000円の減となっております。

また、物件費では、情報教育で使用するタブレット端末とその端末の充電保管庫の購入や、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を含む避難所用防災備蓄品等の購入等により、対前年度497万4,000円の増となったことによるものでございます。

また、補助費では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金給付事業の実施により、対前年度9億9,696万9,000円の増となっております。

以上で、令和2年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後も輪之内町の健全財政の礎を堅持しつつ、住民の方々の生活環境向上の実現に向けて努力をまいります。

続いて、議第48号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

御案内のとおり、国民健康保険事業における最近の潮流としては、急速な少子高齢化社会への進展や、低所得者が集中するという制度・構造上の課題、そして新型コロナウイルス感染症の発生以来、国民皆保険の重要性が改めて認識をされているところであります。

そのような状況下であります。令和2年度の決算状況を御説明申し上げます。

決算額は、歳入総額9億485万6,000円、歳出総額8億7,243万8,000円となり、差引き額は3,241万8,000円となりました。

令和2年度における平均加入者は、対前年度71人減の1,843人で、1人当たりの医療費は、対前年度3.6%減の31万7,000円となっております。

御案内のように、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的財政運営の中心としての役割が今後も期待されているところであります。構成自治体として、町民の皆様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等により医療費の抑制を図り、事業の安定経営に努めてまいりたいと思っております。

次に、議第49号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する広域連合が運営し、対象者は75歳

以上を基本とし、一定の障がいのある方は65歳以上の方が加入可能となっております。広域連合では、加入者の資格管理、保険料の賦課及び医療給付などを行い、市町村では、住民の利便性確保のため、申請書の受付等の窓口業務や保険料の徴収業務を行っております。

令和2年度の決算額は、歳入総額が1億156万円、歳出総額が1億129万2,000円となり、差引き額は26万8,000円となりました。

また、生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、489名の方が個別健康診査を受診いたしております。その受診率は、県内4位の43.2%でした。ちなみに、県内平均は23%となっております。

続いて、議第50号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当町では、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として、輪之内町発達支援教室そらを運営しております。

令和2年度の決算額は、歳入総額は1,792万4,000円、歳出総額は1,667万2,000円で、差引き額は125万2,000円となりました。

発達支援教室そらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供しております。

次に、議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和2年度は福東地区、具体的には本戸・里・南波・福東であります。福東地区の面整備及び幹線管渠の整備を行いました。約3ヘクタールを整備し、下水道計画面積の94.9%が供用開始となりました。また、整備面積は352ヘクタール、処理区域人口は8,108人となり、全体計画に対する下水道整備率は89.8%となっております。

決算額は、歳入総額4億8,812万9,000円、歳出総額4億7,706万2,000円で、差引き額は1,106万7,000円となりました。

以上で、令和2年度の各会計別の歳入歳出決算の説明を終わります。

最後に、条例関係の提案理由を御説明いたします。

議第52号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、出産育児一時金の金額について、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が引き下げられること及び少子化対策の重要性から支給総額を維持することに伴い、出産育児一時金を引き上げようとするものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第45号 専決処分の承認について、令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第45号について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第45号 専決処分の承認について。令和3年11月29日地方自治法第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。令和3年12月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、2ページを御覧ください。

専決処分書。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。令和3年11月29日、輪之内町長でございます。

専決処分をしたものは、専決第3号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）でございます。

3ページをお願いします。

専決第3号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）。令和3年度輪之内町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,071万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,272万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。令和3年11月29日専決、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の4ページと5ページは、今回の補正予算額を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次の6ページは、翌年度に繰り越して使用した予算を取りまとめた第2表 繰越明許費でございます。具体的には、児童手当費のうち、子育て世帯へのクーポン券補助金の7,857万円でございます。これにつきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

補正予算（第3号）の内容としては、岸田内閣におきましてコロナ禍を受けた4本の柱立てによる経済対策が11月19日に閣議決定されたところでありますけれども、そのうちの2つの柱に掲げられた施策、1つは「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」を柱

とする施策のうちの住民税非課税の家庭を対象に1世帯当たり10万円の給付と、もう一つは、「未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動」を柱とする施策のうちの18歳以下の子供を対象に子供1人当たり10万円の給付、これらを行うに当たり必要な予算を計上したものでございます。

なお、国は18歳以下の子供を対象とする給付について、5万円を現金給付とし、残りの5万円はクーポンを配付する方法を要請しております。

さらには、中学生以下を対象とする5万円の現金給付については児童手当の仕組みを利用して年内に支給を開始すること、高校生を対象とする5万円の現金給付とクーポン券の配付については、速やかに行うことも要請されております。

補正予算（第3号）は、これらの国の要請とその準備期間を考慮した結果、12月議会を待つのではなく、それよりも早い時期、早急に対応すべきと判断をし、予算の専決をさせていただいたものでございます。

なお、計上した予算の内容は、準備経費などの事務費のほか、事業費としての給付金やクーポン券の換金代であり、国からの補助金を受け入れて実施いたします。

それでは、予算の詳細について事項別明細書により御説明をさせていただきます。

歳出予算から御説明をいたしますので、一般会計補正予算（第3号）の事項別明細書の4ページを御覧ください。

款3. 項1. 目1. 社会福祉総務費の6,834万5,000円は、住民税非課税の家庭を対象に、1世帯当たり10万円を給付する経費を計上したものでございます。657世帯分です。

節3. 職員手当等の19万1,000円から節12. 委託料の200万円までは事務費、節18. 負担金、補助及び交付金の6,570万円は、文字どおりの給付金事業費になります。

事務費の内容といたしましては、節3. 職員手当等の19万1,000円は、職員の時間外勤務手当です。

節10. 需用費のうち、消耗品費の5万円は、紙、それから事務用品などの消耗品を購入するもの、印刷製本費の20万円は、手続に関する交付申請書や交付決定通知書、これらを郵送する際の封筒、制度を周知するチラシなどの印刷代です。

節11. 役務費のうち、通信運搬費の10万9,000円は、交付申請書や交付決定通知書などの郵送料です。その下、金融機関事務取扱手数料の9万5,000円は、給付金の振込手数料でございます。

節12. 委託料の200万円は、給付金の対象世帯や支給決定に関する情報の管理、口座振替データの作成、帳票印刷などを行うシステムの導入費でございます。

節18. 負担金、補助及び交付金の6,570万円は、事業費として1世帯当たり10万円を現金給付するものでございます。657世帯分でございます。

5ページをお願いします。款3. 項3. 目3. 児童手当費の1億6,237万円は、18歳以下の子供を対象に子供1人当たり10万円相当を給付する経費を計上したものでございます。

1,571人分です。先ほどの社会福祉総務費と比較をしますと、こちらは対象者数が多い分、予算額も多く大きくなっておりませんが、右列にあります説明欄の内容は、ほぼ同じです。

社会福祉総務費との相違点について御説明をさせていただきます。

節10. 需用費のうち、印刷製本費の93万円は、手続に関する交付申請書や交付決定通知書、これらを郵送する際の封筒、制度を周知するチラシの作成に加えて、クーポン券とクーポン券を郵送する際の封筒の印刷代です。節11. 役務費のうち、通信運搬費の142万6,000円は、交付申請書や交付決定通知書の郵送代に加えてクーポン券の郵送代です。節18. 負担金、補助及び交付金のうち、子育て世帯への臨時特別給付金の7,857万円は、5万円を現金給付するもの、その下、子育て世帯へのクーポン券補助金の7,857万円は、店舗等で使用されたクーポン券を現金に換金する経費でございます。

なお、冒頭にも触れましたが、クーポン券につきましては、その利用期間の設定を鑑みますと、年度を超えて利用することになります。したがって、子育て世帯へのクーポン券補助金の全額につきまして、この補正予算において繰越明許費の手続をお願いするものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

事項別明細書を戻りますが、3ページをお願いします。

款14. 項2. 目2. 民生費国庫補助金のうち、社会福祉費補助金の6,834万5,000円は、住民税非課税世帯に対する給付金の支給に要する事業費と事務費、その下、児童福祉費補助金の1億6,237万円は、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に要する事業費と事務費につきまして、国から10分の10の補助金をそれぞれ受け入れるものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

クーポン券のお話がありました。あれは商品券なんですか、それで買うところは限定されているのでしょうか、どんなふうになっているんですか。

○議長（田中政治君）

福祉課長。

○福祉課長（伊藤早苗君）

クーポン券につきましては、現在のところ、平成31年度のプレミアム付商品券の方法

を参考に使用できる店舗等の調整を行いまして、利用期間も設けて実施していく予定で
ございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第45号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 専決処分の承認について、令和3年度輪之内町一般会計補正
予算（第3号）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）を議題といた
します。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第46号について御説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）。令和3年度輪之内町の
一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,084
万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,356万8,000円と定
める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。令和3年12月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の8ページと9ページは、今回の補正予算額を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次の10ページにつきましては、翌年度に繰り越して使用した予算を取りまとめた第2表 繰越明許費補正でございます。具体的には3回目のワクチン接種に要する経費の一部になりますけれども、接種予約代行に関する業務委託料の497万2,000円とクーポン券作成委託料の74万3,000円、合計571万5,000円でございます。これらにつきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、詳細につきましては、一般会計補正予算（第4号）の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

補正予算（第4号）の主な内容としては、1点、3回目の新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費の追加でございます。

それでは、歳出予算から御説明をいたしますので、事項別明細書7ページを御覧ください。

款2. 項1. 目2. 人事管理費の17万6,000円は、児童手当法施行規則の一部改正により児童手当現況届の一律届出義務が廃止され、さらには特例給付に関して所得上限額が創設されるため、職員の児童手当に関する情報を管理するシステムについて所要のプログラム改修を行うものでございます。

次に、目5. 財産管理費の57万2,000円は、この役場庁舎には有事に備え自家用発電設備が設置されておりますけれども、その自家発の蓄電池の有効期限が切れますので、これを更新するものでございます。

目8. 生活安全対策費の55万3,000円は、交通安全施設の修繕、新規設置の要望が数多く寄せられておりますので、それらに応えるため、修繕料と工事請負費をそれぞれ追加するものでございます。

目10. 基金費の500万円は、歳入のふるさと応援寄附金と同額を計上したものでございます。ふるさと応援寄附金につきましては、これまで1,000万円を目標に取り組んでまいりましたが、今年度は1,000万円を超える見込みですので、その超過相当分を計上したものでございます。

目11. 企画費の233万5,000円は、先ほどの基金費のところではふるさと応援寄附金が目標額を超える見込みとの御説明をいたしましたが、それに伴って増加する返礼品の購入費、郵送料、事務費をそれぞれ追加するものでございます。

8ページをお願いします。款3. 項1. 目2. 障がい者福祉費の652万2,000円は、いずれの

扶助費におきましても今年度のこれまでの支出済額と今後の支出見込額を推計した結果から、それぞれの不足見込額を計上したものでございます。障害者自立支援給付費は、障がいサービスの利用者の増、支給量の増を理由とするもの、補装具費につきましては、文字どおりになりますけれども、補装具の支給件数の増を理由とするものでございます。

次に、目5. 国民年金費の6万9,000円は、令和4年4月1日から年金手帳の再交付手続が変更されるのに伴い、国民年金システムについて所要のプログラム改修を行うものでございます。

9ページをお願いします。款3. 項2. 目1. 高齢者福祉総務費の40万円は、デイサービス利用者の増を理由とする不足見込額を追加するものでございます。

10ページをお願いします。款3. 項3. 目3. 児童手当費のうち、節12. 委託料の64万4,000円は、町民の児童手当に関する情報を管理するシステムについて所要のプログラム改修を行うものでございます。プログラム改修の理由は、人事管理費と同じでございます。

節22. 償還金、利子及び割引料の347万9,000円は、前年度の児童手当に対する国の交付金と県の負担金を精算した結果、返還することになったものでございます。国へは294万5,000円、県へは53万4,000円を返還いたします。

次に、目4. 児童福祉施設費の64万2,000円は、いずれの返還金もその内訳として国分と県の分がありますけれども、前年度の交付額を精算した結果、返還することになったものでございます。返還額につきましては、御覧のとおりでございます。

11ページをお願いします。款4. 項1. 目1. 保健衛生総務費の54万5,000円は、国が進める情報標準化整備事業によりマイナンバーを活用したマイナポータルでの自己の健診情報の閲覧や市町村間での情報連携に対応するため、健康管理システムについて所要のプログラム改修を行うものでございます。

次に、目2. 予防費の656万9,000円は、3回目のコロナワクチンの接種に要する経費を追加するものでございます。

節10. 需用費のうち、消耗品費の13万4,000円は、ゴム手袋やアルコール除菌シートなどの消耗品を購入するもの、その下、印刷製本費の36万8,000円から節12. 委託料の536万2,000円までは、3回目のワクチン接種を行うのに必要な事務費を計上したものでございます。

委託料のうち、112. 接種予約代行に関する業務委託料と116. クーポン作成委託料は、冒頭にも触れましたけれども、これらの委託業務は翌年度にわたり契約をする必要がありますので、この補正予算において繰越明許費の手続をお願いするものでございます。なお、接種予約代行に関する業務委託料は、3回目のワクチン接種についても外部委託によりコールセンターを設置しようとするものでございますが、今回の補正予算額の371万2,000円とこれまでの予算執行残と合わせて497万2,000円。クーポン作成委託料は、ワクチン接種の際に持参していただくクーポン券、いわゆる予約接種券の作成から発送

までの作業を委託するものですが、これについては今回の補正予算額の74万3,000円、繰り越す額の合計は、合わせて571万5,000円でございます。

12ページをお願いします。款5.項1.目4.耕種農業費の670万円は、営農組合が導入した農機具に対して交付される県補助金に町も5%の補助金を上乗せして交付するものがございます。3営農組合が対象となっております。

13ページをお願いします。款9.項1.目2.事務局費の50万円は、これまでも国庫補助金、具体的には学校保健特別対策事業費補助金を活用しまして消毒液などの保健衛生用品を購入してまいりましたが、このたび、小学校・中学校ともに補助上限額の見直し、増額がありましたので、その増額分を有効に活用すべく、それに見合うだけの保健衛生用品などを購入しようとするものがございます。

次に、目3.プラネットプラザ管理費のうち、需用費の149万2,000円は、アーリオンホールの引き割り幕を修繕するもの、工事請負費の288万2,000円は、リトルホールの空調設備を更新しようとするものがございます。

14ページをお願いします。款9.項2.目2.教育振興費のうち、節7.報償費の140万1,000円は、コロナ禍における教室の密を避けるため、各校2教室体制にしたことによる指導員の増、加えまして、教室終了後の消毒作業等に伴う勤務時間の増などを理由とする不足見込額を追加するものがございます。

節10.需用費の36万円は、仁木小学校のいなほホール入り口の扉の開閉を調整しようというものがございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

戻って4ページをお願いします。

款14.項1.目1.民生費国庫負担金の326万1,000円は、歳出の障害者自立支援給付費について国の負担分として2分の1を受け入れるものがございます。

次に、目2.衛生費国庫負担金の609万8,000円と、飛びますけれども、下の枠です、款14.項2.目3.衛生費国庫補助金の真ん中辺り、この中の1,075万4,000円は、3回目のワクチン接種に要する追加費用について国から負担金と補助金をそれぞれ受け入れるものがございます。

前後いたしますけれども、目1.総務費国庫補助金の17万6,000円と目2.民生費国庫補助金の64万3,000円は、人事管理費と児童手当費で御説明をしました児童手当の情報を管理するシステムのプログラム改修費について、それぞれ国から補助金を受け入れるものがございます。補助率は10分の10です。

目3.衛生費国庫補助金のうち49万5,000円は、健康管理システムのプログラム改修費について、国から3分の2の補助金を受け入れるものがございます。

目5.教育費国庫補助金の22万5,000円は、小学校・中学校ともに学校保健特別対策事業費補助金の補助上限額の増額分を受け入れるものがございます。

5 ページをお願いします。款15. 項1. 目2. 民生費県負担金の163万円は、障害者自立支援給付費について県の負担分として4分の1を受け入れるものでございます。

款15. 項2. 目4. 農林水産業費県補助金の558万4,000円は、営農組合が導入する農機具について県から4分の1の補助金を受け入れるものでございます。

6 ページをお願いします。款17. 項1. 目2. 総務費寄附金の500万円は、今年度10月末までの収入済額から今年度の収入見込額を推計した結果、さらに500万円の収入が見込まれますので、これを追加したものでございます。

最後に、戻りますが、3 ページをお願いします。款10. 地方交付税は、歳入予算を調整するため普通交付税を697万5,000円計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第46号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（午前9時56分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

会計管理者に説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、議案書11ページの議第47号から議第51号までをお手元の令和2年度輪之内町歳入歳出決算書に基づき、順次御説明させていただきます。

なお、議案提出に当たり、地方自治法の規定に基づき監査委員に依頼した決算審査の結果につきましては、令和3年第3回輪之内町議会定例会初日に監査委員から御報告いただいた決算審査意見書のとおりでございます。

また、先ほど町長提案説明において決算の概要を説明させていただきましたので、これよりは朗読説明とさせていただきます。

初めに、決算書2ページをお開きください。

それでは、議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年12月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、3ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は56億1,325万3,922円、歳出総額は54億8,646万834円、歳入歳出差引額は1億2,679万3,088円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の333万2,000円を差し引いた実質収支額は1億2,346万1,088円となりました。

次の4ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入について、5ページの収入未済額は、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた額となっております。

款1の町税から款21の町債までの歳入合計は、8ページのとおりです。

9ページ、一番右の列、予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を2,198万1,078円下回りました。調定額に占める収入済額の割合、収納率は98.3%でした。

次の10ページからの歳出について、11ページの不用額は、予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた額となっております。

款1の議会費から款11の予備費までの歳出合計は、12ページのとおりです。

13ページ、一番右の列、予算現額と支出済額との比較では、予算残額が1億4,877万4,166円となり、執行率は97.4%でした。

続いて、14ページからは歳入歳出決算事項別明細書となります。

歳入に続いて46ページからは歳出の事項別明細書となります。

なお、令和2年度の決算から備考欄に担当課名及び各科目の決算額を記載しましたので、御参照の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

次に、色紙の仕切り紙を目印に172ページをお開きください。

議第48号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町国民健康保険事業特

別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年12月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、173ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は9億485万6,154円、歳出総額は8億7,243万7,581円、歳入歳出差引額は3,241万8,573円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。

次の174ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入の款は、1. 国民健康保険税から8. 国庫支出金までとなっております。

175ページの予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を5,757万4,846円下回りました。収納率は92.9%です。

次に、176ページからの歳出の款は、1. 総務費から7. 予備費までとなっております。

177ページの予算現額と支出済額との比較では、予算残額が8,999万3,419円となり、執行率は90.6%でした。

次の178ページからは歳入歳出決算の事項別明細書となります。

歳入に続いて188ページからは歳出の事項別明細書となります。

なお、各特別会計の備考欄につきましても、一般会計と同様に各科目の決算額を記載しておりますので、それぞれ御参照の上、御審議を賜りますようお願いいたします。

続きまして、204ページをお開きください。

議第49号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年12月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、205ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は1億155万9,809円、歳出総額は1億129万1,909円、歳入歳出差引額は26万7,900円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。

次の206ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入の款は、1. 後期高齢者医療保険料から7. 国庫支出金までとなっております。

207ページ、予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を79万5,191円下回りました。収納率は99.4%です。

次の208ページからの歳出の款は、1. 総務費から5. 予備費までとなっております。

209ページ、予算現額と支出済額との比較では、予算残額が106万3,091円となり、執行率は99%でした。

次の210ページからは歳入歳出決算事項別明細書となります。

歳入に続いて214ページからは歳出の事項別明細書となります。

続いて、220ページをお開きください。

議第50号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年12月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、221ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は1,792万3,978円、歳出総額は1,667万1,663円、歳入歳出差引額は125万2,315円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。

次の222ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入の款は、1. 障害児給付費から6. 諸収入までとなっております。

223ページの予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を23万5,978円上回り、収納率は100%でした。

次に、224ページからの歳出の款は、1. 総務費から3. 予備費までとなっております。

225ページの予算現額と支出済額との比較では、予算残額が101万6,337円となり、執行率は94.3%でした。

次の226ページからは歳入歳出決算事項別明細書となります。

歳入に続いて228ページからは歳出の事項別明細書となります。

最後の会計は、234ページをお開きください。

議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。令和3年12月3日提出、輪之内町長でございます。

次に、235ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は4億8,812万9,333円、歳出総額は4億7,706万2,030円、歳入歳出差引額は1,106万7,303円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。

次の236ページからは款項の区分ごとの歳入歳出決算書でございます。

歳入の款は、1. 分担金及び負担金から8. 町債までとなっております。

237ページの予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を162万8,333円上回りました。収納率は99.4%です。

次の238ページからの歳出の款は、1. 公共下水道費から3. 予備費までとなっております。

239ページの予算現額と支出済額との比較では、予算残額が943万8,970円となり、執行率は98.1%でした。

次の240ページからは歳入歳出決算事項別明細書となります。

歳入に続いて244ページからは歳出の事項別明細書となります。

説明は以上でございますが、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果等を説明する書類として、令和2年度輪之内町歳入歳出決算説明書を併せて提出しております。御参照いただき、議第47号から議第51号までの各会計の決算の認定について御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

次回、特別委員会を開かれる予定になっておりますが、いろいろこの一般会計、あるいは特別会計を見てみますと、不納欠損額とか収入未済額が大分大きいのがあります。どんなような事情なのか、そのときに説明していただければありがたいというように思います。お願いします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第47号から議第51号までについては、7人の委員で構成する令和2年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号から議第51号までについては、7人の委員で構成する令和2年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時32分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました令和2年度決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、令和2年度決算特別委員会の委員には、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

令和2年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩をします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和2年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は、小寺強君、副委員長には浅野重行君です。

これで報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第15、議第52号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第52号について説明させていただきます。

議案書の12ページを御覧ください。

議第52号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和3年12月3日提出、輪之内町長でございます。

13ページが一部を改正する条例でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、令和3年8月4日に健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和4年1月1日から産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に見直されることとなり、出産育児一時金の支給額の内訳を改

正するものでございます。

産科医療補償制度とは、出産のときに何らかの理由によって重度の脳性麻痺になったお子様とその御家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析と再発防止に役立てるための補償制度でございます。

なお、出産育児一時金の支給総額については、少子化対策としての重要性に鑑み、42万円のまま維持され、変更はございません。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

出産育児一時金の第5条の2第1項中、出産育児一時金「40万4,000円」を「40万8,000円」に、また、ただし書中、産科医療補償制度の掛金相当額となります「1万6,000円」を「1万2,000円」に改めるものでございます。

議案書の13ページにお戻りください。

附則にて、この条例は、令和4年1月1日から施行すると定めております。

以上で、議第52号についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第52号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、

原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって12月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号から議第51号までについては、12月14日までに審査を終了するように期限をつけることに決定をいたしました。各常任委員長及び決算特別委員長は、12月15日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回、12月13日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

（午前10時37分 散会）

令和 3 年12月 3 日開会 第 4 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第11日目

令和 3 年12月13日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前8時59分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和3年第4回定例輪之内町議会第2日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は3回までといたします。

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

初めに、土井田崇夫議員の御逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

また、生前の町政に対する土井田議員の熱い思いを残された私たちがしっかりとつないでいけるように頑張っていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

輪之内町内を走っている路線バス、デマンドバスは、通勤、通学、買物、通院など様々な目的で利用されています。そんな生活に身近な乗り物であるバスをもっと楽しく、もっと利用しやすくなるように、公共交通について考えるワークショップが8月に各地区の防災センターで開催されました。私も会場に出向くと、地元の区長さんや民生委員さんが参加され、利用促進に向けたテーマの下で活発な意見交換が行われました。

当初は9月定例議会で質問させていただく予定でしたが、議会が自然閉会となり、期間が空いてしまいましたが、しっかりと私の中で温めてまいりました。今回は、その中から大切な内容として選ばれた項目をピックアップしながら質問をさせていただきます。

1. 輪之内町の公共交通について。

(1) 運行及び利用状況について。

輪之内町では、名阪近鉄バス営業路線として輪之内文化会館と大垣駅前を結ぶ輪之内線のほか、輪之内町自主運行バスとして輪之内文化会館と岐阜羽島駅を結ぶ輪之内羽島線と安八温泉と海津市のコミバス今尾を結ぶ南北線、そして昼間の買物や通院等の移動手段の確保のため、輪之内町デマンドバスが運行されています。

利用状況の推移においては、輪之内線の平日は1日34便、土曜日・日祝日は1日26便運行し、近年は増加傾向が続いていましたが、令和2年度は若干下がって、約18万人が

利用しています。その中には大垣市民も含まれます。輪之内羽島線は、1日11便運行し、近年は年間7,500人前後で横ばいが続いています。南北線は、平日のみ1日4便運行し、令和2年度は約2,100人と、ピーク時の半分以下まで利用が下がっています。輪之内町デマンドバスは、平日のみ運行し、近年は年間1万人前後で横ばいが続いています。

特に利用状況で心配なのが南北線です。令和2年度の定期券購入者の内訳を見ますと、1か月定期で安八町民13人に対して輪之内町民2人、3か月定期では、安八町民10人に対して輪之内町民ゼロ人です。こうした現状を踏まえますと、南北線利用者の約8割が安八町民のため、輪之内町自主運行バスとしては成立していない状況に陥っているように感じます。今後は、路線再編を視野に入れた対策が必要だと思います。町長の御見解をお伺いいたします。

(2)利用促進について。

ワークショップでは、3つのテーマについて意見交換が行われました。

テーマ1. バスに乗ることが「楽しくなる」イベント。

テーマ2. バスを利用するのに「あったらいいな」を見つける。

テーマ3. バスを利用するときに「知りたいこと」。

テーマ1の「楽しくなる」については、西美濃の市町村と連携した温泉巡り。バスのアナウンスについて地元の小学生に活躍していただく。走行場所に合わせてガイドが流れる、または季節感のあるアナウンスがよい。特典が欲しい、例えば孫と一緒に乗ると何かもらえる企画。誕生日のメッセージを流す。乗車回数に応じたポイント制で、上位には景品といった内容でした。

テーマ2の「あったらいいな」については、デマンドバスに意見が集まりました。早朝、夕方以降も利用できる、土・日も利用できる。自由に予約ができる。お千代保稲荷、大垣市民病院にバス停。小回りが利く軽自動車の運行。乗降口の両側に手すり。福祉バスの運行といった内容でした。

テーマ3の「知りたいこと」については、ワークショップの話合いの結果を広報紙で知りたいといった内容でした。

今回はワークショップを通してたくさんの貴重な御意見が集まりました。その大切な内容をしっかり温め、実施に向けた検討を重ねていくことが大事だと思います。

特に「楽しくなる」については、バスのアナウンスについて地元の小学生に活躍していただくこともよいアイデアだと思います。

また、「あったらいいな」については、小回りが利く軽自動車や福祉バスの運行は、今後必要になると思います。

町長の御見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

林議員からは輪之内町の公共交通について2点の御質問をいただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず、1点目の運行及び利用状況についてお答えをしたいと思います。

当町の公共交通の現状については先ほど林議員から御発言がありましたので、少しだけ補足して現状を申し上げたいと思います。

まず、輪之内町文化会館と大垣駅前を結ぶ輪之内線、これは通勤、通学、通院等の利用者が年々増加し、令和2年度の利用者は18万1,020人、高校生通学定期券補助の申請者は28人ということでした。

次に、輪之内町文化会館と岐阜羽島駅を結ぶ輪之内羽島線は、通勤、通学等の利用者がほぼほぼ横ばいで推移し、令和2年度の利用者は7,978人、高校生通学定期券補助の申請者は6人でした。

デマンドバスについては、平成27年1月に運行を開始し、ちょうど6年が経過したところであります。運行当初は約5,500人の利用でしたが、平成30年度には約1万1,500人と倍増いたしました。その後2年間は、目的の施設の休館、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛、それらによって令和2年度の利用者は9,565人にまで減少し、現在もほぼほぼ同様の状況が続いておるところであります。

そして、御指摘の安八温泉とコミバス今尾を結ぶ南北線についてであります。平成27年度以降、年々定期利用者が減少する状況が続いております。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、運行当初の約半分の2,101人の利用にとどまっております。定期券利用者は、海津明誠高校の高校生、安八町民の定期利用者が大半を占めているのが実態であります。

昨年行った高校生アンケートの結果から、輪之内町の高校生は、約7割が自転車通学、その他は家族による送迎等という結果でありました。雨天時の利用を希望する人はあるんですけども、バス停が遠いとか、利用したい時間にバスがないとか、乗り継ぎが不便等の理由により、町内の利用者は非常に少ないという残念な状況であります。

ただ、南北線は平日のみの運行ではありますけれども、デマンドバスの運行時間外に安八町、海津市をつなぐ唯一の公共交通機関でもあります。ただし、運行は、朝、安八温泉を出発し、コミバス今尾までの1便、夕方はコミバス今尾から安八温泉までの3便のみであり、利用したい時間に便がないことから一般の利用者が少ないと思われま

そこで、今後の利用促進策として、安八スマートインター経由の路線とか、回送便の利用等とか、運行経路や運行時間の見直し等を関係する安八町、それから交通事業者、そういったところと協議をして、高校生だけではなく一般町民の方にも利用していただ

けるような路線の再編、ダイヤの編成等々に努めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

次に、2点目の利用促進についてであります。

今年度、輪之内町地域公共交通計画を策定するに当たって、どうしたらバスに乗るのが楽しくなるのか、利用しやすくなるのか、そういったことについて各地区ごとにワークショップを開催いたしました。住民の皆さんから様々な御意見をいただきました。

町内の公共交通の路線の再編から6年ほど経過します。これまでの町の取組、利用状況、そして公共交通の必要性を説明した後に、3つのテーマに分かれて活発な意見交換をしていただいたところでもあります。内容につきましては、先ほど林議員から御発言があったとおりであります。

今回、ワークショップを開催して強く感じたことは、公共交通に対する期待、要望が多くあること、またこれまで実施されなかった住民懇談会を定期的を開催することによって町からの情報提供、それから住民の方からのアイデアや要望、それは双方向で聞く機会というものを持つことが大事だということを感じております。

来年度には今回提案されたアイデアを取り入れて、バスに乗ることが楽しくなるイベントを企画し、交通事業者とも協議して実施してまいる予定であります。

また、町で実施しておりますフレイル予防教室ですとか、関係者の努力でやっております「オレンジカフェわのうち」等々、健康長寿や住民交流を目的とした事業等に参加しやすくなるように、バス利用の支援策というものも検討してまいります。

今年度の取組としては、要望のありましたデマンドバスのバス停は、2か所増設をいたしております。

デマンドバスの予約がなかなか、しづらいというよりも面倒な部分もあるというようなこともあって、それらに対応するためにデマンドバスのネット予約というものも開始しております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種は町にとっても重要な事業でありますけれども、この接種に向けて、高齢者への接種券の配布のときには無料乗車券も同封して、利用していただいた方もございます。

また、今、海津市との協議を重ねておりますが、来年度から広域的な利用しやすい公共交通を展開するという予定であります。

要望にありました歩行困難な障がいのある方、それから高齢者等の移動手段については、別途福祉施策としての在り方を含めて今後検討していく必要があると思っております。

現在、輪之内町のデマンドバスというのは、御案内のとおり、バス停からバス停までの乗降というミーティングポイント方式というのを導入しております。そういう意味では法律上もタクシーと違って、自宅から目的地までの直通運行というわけにはなかなか

まいらないという状況はございます。これらを補える手段については、国の関連施策でありますとか、他市町の事例を模索しつつ、当町の課題解決、どれが一番適しているのかということについて検証しながら結論を出していきたいと思っております。

いずれにしましても、財政負担が結構大きい公共交通ではあります。ですが、輪之内町にとってはバスが唯一の公共交通機関という面もございます。そういう意味では、通勤・通学者から高齢者まで誰もが利用しやすい、利用したいと思えるよう、町内だけでなく、町外への移動にも目を向ける。加えて、公共交通でありますので、さらに町外から輪之内への移動手段としても使っていただけるような、そういう路線になるように施策の中身を充実してまいりたいと、そんなふうに思っております。

住みやすく楽しいまちづくりの一翼を担う公共交通となるよう、今後も課題を一つずつ解消しながら利便性の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしても、公共交通機関というのは必須のものであるという大前提の中での議論が必要だと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、林議員の答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございました。

南北線において、1つ、私はちょっと疑問を感じております。本来であれば安八穂積線と南北線がしっかりと連動して、穂積駅前から学生の皆さんが公共交通を使って海津明誠高校に通えるダイヤになっていれば問題はないと思うのですが、現状は、安八穂積線の朝1便が7時7分に穂積駅前を出発して、安八温泉に7時42分に到着しますが、既に南北線は7時12分に出発をしておりますので、今、全くかみ合っていないのが実情になっております。輪之内町の自主運行バスとして安八温泉からスタートする、その意味があるのか、ちょっと町長のお考えをお聞かせください。

また、おとといの11日に広告が入ってきたと思うんですが、にしみのライナーという本数が12月から4本増えて19本になり、より便利に名古屋へ行けるようになってきていますので、将来的には、南は南北線でコミバス今尾へ、北は大垣駅と羽島駅、新たに安八スマートインター経由で安八温泉へ、安八穂積線経由で穂積駅への3本の矢で輪之内町の公共交通を構築するのが私は望ましいと思うのですが、その辺りの町長のお考えをお聞かせください。

また、南北線の利用において学生の数をちょっと調べさせていただきました。現在、輪中からは52人、登龍中からは19人、東安中からは5人が海津明誠高校に通っています。今の3年生が全体の半分を占め、輪中が26人、登龍中が10人、東安中が1人で、来年に

なると絶対数が減りますので間違いなく利用者が減少するおそれがありますが、利用促進に向けて何かそういう手だてがありますでしょうか、ちょっとその辺り、町長のお考えをお聞かせください。

次に、デマンドバスについてお伺いいたします。

現在は2台で運行されていますが、2022年より団塊の世代の方が75歳以上になってきますので、そろそろ台数を増やす計画を進める必要があると思います。小回りが利く軽自動車の運行も見据えて、いつぐらいから増大されますか、町長のお考えをお聞かせください。

また、先ほどお話がありました車椅子とか歩行器はバス停に置いていけないので、その辺りのそういう福祉バスですか、この辺りは今後検討されると言われたんですけど、やっぱり大体どのくらいから運行を考えるか、その辺りも町長、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問をいただきました。多岐にわたっておりますので、全てについて十分なお答えができるかどうか分かりませんが、現在、可能な部分について申し上げたいと、そんなふうに思っております。

まず、順番に行きますけれども、安八穂積線と南北線の接続について、何で安八町、安八温泉が起・終点になっておるのという話、その何でという意味は、逆に言えば、穂積駅から海津まで一本の路線でつなげばもっと利用しやすくなるし、本数も増やせばもっと利便性が高くなるのではということだと思っておりますけど、まず安八温泉を起点にする理由は何でしょうかという話についてですが、これはいろんな経過があるんですけど、もともとは町の広域的な施設として安八温泉を利用するための施策として、御承知のとおり、かつて老人福祉センターに入浴施設がございました。それを廃止しておりますので、その代替という意味もあって、安八温泉を共同で利用しようということをやってきました。じゃあ、足の確保をどうするのという意味から、北は安八温泉まで行きましようというところから出発しておりますので、そこにはそういう意味があると、逆に言えば、それ以上の意味はないということであったわけですが。

それから、南のほうは何で海津までという話なんですけど、これは海津明誠高校の当時の学校関係者から、何とか北のほうからの足を公共交通機関として確保してほしいという要望がありまして、じゃあ一本、北から南までできる範囲でやりましようというから始まっております。

そういうのを前提にして、これから穂積から海津までの路線をどう考えるかということになると思っておりますけど、安八穂積線については、最近これは安八町で路線化されて

おるんですけれども、過去にはこの地域からも岐阜市内方面まで直通のバス運転が一時的ではあれ、岐阜バスで運行していた経過もございます。そういう意味では、何らかの形で南北の太い交通軸を整備したいという考えは一部からも出ておりますし、それもありかなということでも来ておりました。これについては、県においても穂積駅までの交通動線の確保ということについて、かつて調査をなされた経過もございます。私どものほうからの要望に応える形で調査をしていただいた経過もございます。

そういう前提で、何で安八町が安八温泉から穂積駅までという、ただこれは安八町が穂積駅までのバス運行を開始したときに、特段の事前調整というのがあったわけでもありません。南北線との接続をどう考えられたのか、ちょっと私のほうでは分かりかねますけれども、ただ地図上の路線は、そこで一本にその時点でつながったということでもありますので、そういう意味でいいますと、多分一本の線を考える考え方も一部にあったと思うんですけれども、ただ、将来の需要動線と、それから現実に想定される需要の動線を考えますと、必ずしもその時間帯、それから一本で運行することの意味、そういったことが、そこまで具体のイメージで浮かばなかったのかなということもございます。

ただ、そうはいっても、せっかくそこで路線がつながっておりますし、潜在する需要をどのように取り込むかという意味からすると、これは鶏が先か卵が先かという話になってしまって、あれば使うのか、使うから路線が充実していくのか、どっちが先かという話にはなるんですけれども、過去の経緯からいっても一部にそういう需要があることは間違いございませんので、今後、これは多分運行には結構コストがかかっているはずですので、そういったコスト見合いでどこまでそこを充実できるかということはあるかと思っておりますけれども、やる意味は私としてはあるのかなと、そのための県の調査でもあったのかなという気はしておりますので、今後、また情報収集、それから私どもの思いも伝えてまいりたいなど、そんなふうに思っています。

それから、にしみのライナー、御案内のとおり、場所を見ていただきますと、安八スマートインターには駐車場も整備されておりますし、そこから名古屋への一本の太い交通動線が出来上がりつつあるのかなという感じがしています。ただ、これも路線を育てるという意味もあって皆さんに利用していただかないといけないものですから、そこは私どももこういう路線があるよというPRをしていかんといかんなど、やっぱりみんな育てないと路線が消えてしまいますので。

かつて、実は名神高速道路にも3社が乗り入れて高速バスが走っておりましたけれども、今はそういう状況じゃなくなっていますが、やっぱり存続する努力も要るのかなと、それをどうするかということに尽きると思います。

それに関連して、文化会館からコミバス今尾、それから文化会館から大垣駅、羽島駅、そしてもう一本は安八スマートインターから安八温泉、穂積駅という路線ができ、おおむねどこで太い交通動線をつくっていくかという話になってきて、御提案のものもそう

いう意味ではそういう一つの見解としてお伺いしておきますけれども、将来的にどのように整理して交通動線の確保をして、最終的には定期運行化をどうしていくんかということにつながっていけばいいなと思っております。

まず、ボリュームの確保をどうしていくのかということが必要になるのかなと、そんなふうに思っています。

それから、特に南北線について学生の利用者数が減少しているのはどうするのという話なんです。この点については、実は公共交通全体に言えることなんですけれども、そもそもが利用者の減少が民間事業者の経営を圧迫し、その撤退をして、代わりに地方自治体が地域の足を守るという観点から、直接的に乗り出してきたという経過がございます。そういう意味では、地域公共交通全般にわたる一つの重要なファクターであるわけですね。どう考えても人口減少の世の中ですので、利用者が極端に増大するとは思えません。結局のところは、いいアイデアはというお話がございましたけれども、利用促進にもなかなか限界があるんだろうなという気はしております。ただ、そうはいつでも、やっぱり何かいろんなアイデアをいただきながら前へ進む以外ないのかなと。

ここの利用者数の減少ということについて守るべきラインは何であろうかといえば、やっぱり必要最小限の足をどのようにして守っていくかと、その点から考える以外にないのかなというふうに思っています。

それから、デマンドバスですね。今、基本2台で動いていますけれども、この点については、需要動向次第といいますか、小型化も含めて必要なときには必要な対応はしてまいりたいと思っておりますし、小型化ができないという法的規制もございませんので。ただ、公共交通ですので自家用車のようにどれだけ小さくなくてもいいよという、そういう話にはならないと思うんで、ある一定の制約はあるかと思っております。

それから、最後に福祉バスのお話がありました。いろんな考え方があると思っておりますし、今の延長線上の考え方を言いますと、先ほどもちょっと最初の答弁の中でも申し上げましたけれども、やっぱり別途、福祉施策と地域公共交通には超えられない壁があるんだろうから、やっぱりそれを超えるためには福祉バスというものも整備としては考えていかなきゃいけないなと。

ただ、今、具体的に頭の中に浮かんでいるわけではないんですけれども、ただ、いろんな今までの公共交通側からの議論の中で出てきた課題を解決するためには、やっぱり福祉バスによらないといけない部分もあるんだろうという認識を持っておりますので、検討を重ねながら、こことしてどういうふうに、最終的には、やっぱりニーズの把握が、いろいろ考えなきゃいけないんで、先ほどワークショップの話もありましたけれども、ワークショップについては、別に地域公共交通だけの話でもなく、全体の足として福祉バスも含めてどうあるべきか、いろんなアイデアを頂戴できれば、そこから少し整理をしてまいりたいなと、今のところはそんなふうに考えております。そういう意味では、

ワークショップも大事な要素としてこれからも考えてまいりたいと思っています。

ただ、いずれにしても、再度申し上げますけれども、足の確保ということからいきますと、民間事業者が撤退して地域公共交通を確保することが自治体の責務として登場してきている以上、やっぱりいろんな意味でそのために一体行政側として何をどうすべきかという話で、それから住民の皆さんにもそれを守っていくためにどういう形での参加ができるのか。要するに、やっぱり育てていく事業だと、そういう前提での事業転換は必要だと、そんなふうに思っております。

これからもいろんな意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、どうかよろしく願いいたします。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

再御答弁ありがとうございました。

これは御答弁は要りませんので、よろしく願いいたします。

南北線においては、今後も少子化の影響もあり、毎年厳しい運営になると思いますが、やっぱりその中でも学生の皆さんを守り、よりよい公共交通を目指して、一人でも多くの方に利用していただけるような利用促進に向け取り組んでいただきたいと思います。

また、デマンドバスにおいては、先ほどお話をいたしました団塊の世代の方々が利用を始めますので、できる限り迅速な御対応をよろしく願いいたします。

また、先ほどいろいろ質問させていただきましたが、何事も一遍にはできませんので、一つ一つできるところから進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

引き続いて一般質問をいたします。

1. 地球温暖化対策について。

近年、日本列島がおかしい、世界中がおかしい、いや地球がおかしい。大地震、巨大台風、集中豪雨、土砂災害、猛暑・豪雪、火山の噴火、大規模な山火事など、100年に1度と言われる記録的な自然大災害が毎年のように人類を脅かしており、最近では海底火山の爆発による軽石被害が発生しています。また、現在は新型コロナウイルス感染症という疫病が世界中を襲っています。

これらの大きな要因は、地球温暖化であると言われております。地球温暖化対策として人間の活動で出る二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を減らすことを目標に、国

際枠組み「パリ協定」に基づき、各国がそれぞれ目標を掲げて取組を進めており、カーボンゼロ（脱炭素）という大きな潮流が世界的に起きています。日本も遅まきながら、昨年10月に2050年に温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることを表明しました。

先日、英国で開催された「COP26」において温室効果ガスの排出量が多い石炭火力の段階的削減を目指すことが合意され、世界は脱石炭のみならず、脱化石燃料に向かっています。

石炭火力への依存が続き、今回も環境保護団体「国際NGO」から対策に不熱心な国に贈られる不名誉な化石賞を贈呈された日本は、世界の大きな潮流からは周回遅れの感があります。日本のみならず、それぞれの国の事情や国益を重視した自国ファースト的な考えが見え隠れして、なかなか足並みがそろわず、本気度が伝わってきません。なぜ世界中の国が協力して、もっと真剣に取り組まないのか、不思議でなりません。このままでは、いつか地球は……。

環境省は、脱炭素実現地域の創出を目指し、各自治体に「ゼロカーボンシティ」、2050年にCO₂を実質ゼロにすることを旨を公表した地方自治体の表明を促しており、10月末現在、各都道府県を含め479の自治体が表明しており、宣言する自治体が急速に増加しております。

岐阜県は、県と市町村が連携してオール岐阜で目指すことを宣言しておりますが、単体では、大垣市、郡上市、羽島市、中津川市の4市のみとなっております。

本町におきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に義務づけられている地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、現在は令和2年度から6年度までの5年を期間とする第3次計画にて町が実施する事務事業の温室効果ガス排出削減に取り組んでいますが、努力義務である住民や事業所を対象とした（区域施策編）は策定されておられません。

地球温暖化は、地球規模の問題であり、世界各国で、また全自治体、全国民が取り組まなければ目標達成はできるものではありません。本町においても、子供たちの未来のために、住民、地域や企業、事業所と連携して町ぐるみで取り組む姿勢を示し、広く行動を呼びかけていくことが必要ではないでしょうか。そのためにも2050年までにCO₂など温室効果ガスの排出ゼロを目指し、「ゼロカーボンシティ」を宣言することを検討してはと思いますが、いかがでしょうか。

2. ライブカメラの活用と設置について。

毎年、記録的な豪雨が発生しており、今年も6月末から7月上旬と8月中旬に日本列島に停滞した前線の影響や線状降水帯の発生により、西日本から東日本の広い範囲で長時間にわたる大雨が降り続き、河川の氾濫、土砂災害など大災害が発生しました。被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

幸い本町には被害がありませんでしたが、私は降り続く雨に揖斐川の増水が心配で、

国交省の設置しているライブカメラをスマホで何度も状況確認をしておりました。この河川監視カメラは、河川の水位などをリアルタイムで確認でき、災害時にも速やかな避難行動につながるなど、防災体制の優れたアイテムであると思います。

そんな中、養老町がケーブルテレビ局の中部ケーブルネットワークと防災情報などの発信で連携する協定を結び、河川や冠水しやすい道路、渋滞しやすい交差点などにライブカメラを設置して、町の防災情報などに特化した番組の放送を始めるという新聞記事が掲載されていました。これは各自治体の防災対策としてライブカメラ設置の重要性の表れであると思います。

本町では、既に揖斐川、長良川、牧田川に河川監視カメラを設置し、町独自の輪之内スマイルチャンネル（12チャンネル）にてデータ配信をしております。しかし、このデータ配信をどれだけの町民が周知し、活用しているかは明らかではありません。さらなる周知の強化と、12チャンネルだけではなく、国交省のライブカメラのようにスマホでも見ることが出来るネット配信の構築や、また河川だけではなく、福東大橋など渋滞地点へのライブカメラの設置も必要ではないでしょうか。

ライブカメラのさらなる活用促進、利便性の向上、新たな設置について、町長の御見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員からは2点の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の地球温暖化対策についてお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、地球温暖化問題は世界規模の課題であります。この地球に住む一人一人が自分事として考え、取り組まなければならない問題であることは明らかであります。その意味では議員の御質問と私自身の認識と異なるものではないということだけ冒頭に申し上げておきたいと、そんなふうに思います。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言いたしました。

排出を全体としてゼロというのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにするということを意味しております。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をしていく必要がございます。

現在、2050年カーボンニュートラルに向けた機運が国内外で高まり、国においても6月に「地域脱炭素ロードマップ」を策定するなど、動きが加速化しております。

岐阜県においても地域脱炭素の実現に向けて、県と市町村が連携してオール岐阜で取

り組む連携会議というのも設置されておりますし、県全体で意欲的に取組を進めているところでもあります。

まず、具体的な取組としては、平成26年度から実施している太陽光発電設置者に対する太陽サンサン補助金の継続とともに、県の新規事業として、県が県民に対して再生可能エネルギー電力共同購入事業というものをPRして、そのメリット、グループ購入の仕組み等を公的に広報することで再エネ電力の購入を促進すべく、県のホームページと各市町の広報紙で掲載をしていく予定にしております。

「ゼロカーボンシティ」の実現のためには、町民や事業者の皆様のご理解と実践が必要不可欠となります。まずは町民一人一人に地球温暖化問題に関心を持っていただくことが重要と考え、来年度には幅広い年代層を対象に、身近に実践できる環境対策や町内企業の実践を学んでいただく環境講座の開催を予定しております。

また、これまで先進的に取り組んできたごみの削減や分別も、これまで以上に周知徹底を図り、日常生活の中で無理なく行える節電・節水、再生可能エネルギーの導入などについても、町民、事業者の皆様に対して普及啓発に今まで以上に努めたいと考えております。

現在のところ、先ほども御質問中にもございましたけれども、大垣市、郡上市、羽島市、中津川市に続いて、最近、大野町も「ゼロカーボンシティ」を宣言したところであります。

当町としても、地球温暖化対策実行計画の区域施策編は努力義務となっているものですが、これを早急に策定して、国や県の施策を活用しながら、自然豊かな、かけがえのない「ふるさと輪之内」を次世代につないでいく必要があると思っておりますので、町民、事業者、そして町が連携して協働してまいります。

いずれにせよ、実効を伴う形でゼロカーボンシティ宣言に向けて取組を強化してまいります。

続いて、御質問の2点目、ライブカメラの活用と設置についてお答えをさせていただきます。

ライブカメラの利用は、近年、河川水位の監視だけではなくて、火山の噴火口だとか土砂災害の危険箇所の状況、道路の渋滞状況の映像など、様々な場面において幅広く利用をされているということは御案内のとおりであります。

そのライブカメラについては、巡回の労力を削減できる、言ってみれば移動の削減、危険箇所での撮影を回避できる、安全確保、それから緊急時の危険な状況をいち早く察知できるというリアルタイム性、それから複数地点の状況を同時に把握できるという意味での同時確認、災害の予防対策を迅速に行える予防対応、こういったものを可能とする有効なツールであろうと、そんなふう考えております。

一方で、よく言われておりますけれども、その利用においては個人が特定される可能

性があるとか、個人の行動すら映り込んでしまいますので、個人のプライバシーへの配慮をどうするかとか、そういう意味ではカメラの運用上の法規制というのをやっぱり遵守していく必要があるんだろうと、そんなふうに思っております。

河川の監視カメラというのは台風や集中豪雨などの際に、河川の水位の状況を把握するために設置されているものであります。

当町においては、御案内の輪之内スマイルチャンネルを開設以後、揖斐川、長良川、牧田川の水位を把握する手段として、町が独自にカメラを設置・撮影して、輪之内スマイルチャンネルのデータ放送の中で「防災カメラ」というコーナーを設けて、国土交通省が提供する河川映像と併せて、平成26年4月から映像の配信を開始しております。

この映像で記憶に新しいところで、皆さんも御覧になったかもしれませんが、平成30年9月に襲来した台風21号の際に、大藪大橋の上で大型のトラックが横転しているという、ある意味衝撃的な映像も配信させていただきましたので御覧になった方も多いかと思います。それだけリアリティー性と、やっぱり与える影響という意味では映像というものは大きいんだろうと、そんなふうに思っております。

議員の御質問の一つであります、河川の監視にとどまるのではなく、道路の渋滞状況についても映像配信をしてはどうかということについては、防災をはじめとする安全・安心の確保、日常生活における利便性の向上を目指すライブカメラの利用ということについては、今まで以上に積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますし、その方向性は誤りではないと、そんなふうに思っております。

参考までに申し上げますと、主要地方道羽島・養老線の道路状況の映像配信については、先ほど申し上げました揖斐川と長良川に河川監視カメラを設置する際に検討したことがございます。このときは、福東大橋と大藪大橋の坂路に岐阜県警が設置した監視カメラがあります。その映像を輪之内スマイルチャンネルで映像配信ができないかということで、岐阜県警のほうに相談をいたした経過もございます。ただ、県警さんですので、当然カメラ設置の目的というものは捜査上の利用ということもありまして、その映像のフリーな利用ということはなかなかしづらい、できづらいということで、やむなく断念した経過もございます。

いずれにしても、今後は河川の監視だけではなく、内水被害の多発箇所、道路の渋滞状況についても、先ほども申し上げたとおり、個人のプライバシーへの配慮と法規制を遵守しながら可能な限り映像配信をしていきたいと、そんなふうに思っております。

同一の質問の中のもう一つ、スマホでの視聴はどうかということについてですが、これは技術的に言いますと、輪之内スマイルチャンネルとの連携を基本として町のホームページから提供する方法が一つございますし、あとは、せっかくこういう御提案をいただいた機会に専用の防災アプリを構築して、これを提供する方法というのは考えられます。

この点については、コスト単位の問題になるんですけども、要は初期費用とランニングコスト、さらには映像データですので、いわゆるテキストデータと違ってかなりデータ量が増えてきますので、そういうデータが大きくなり大量になりますと、どうしても動きが遅くなるという部分もありますので、そういう端末の操作性というものをどこで合わせ、マッチングしていくのかということもありますので、また全ての通信環境等にも配慮しながら導入に向けた検討というものをしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

また、御質問の中で、12チャンネルをやっているけど、どれだけ見ているんだろうと、そういう話がありました。そこのところは、そう言われますと、なかなか難しい問題がありますので、そもそも12チャンネルの視聴動向と併せて、それが配信された映像、これは河川だとか道路の状況だけじゃなくて12チャンネル全体にもつながるとは思うんですけども、その12チャンネルが有効活用されるように、なお一層周知をしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

皆様方も、今ある情報提供、方法についても御理解いただければ幸いと、そんなふうに思っております。どうかよろしくお願いたします。以上であります。

(6番議員挙手)

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

非常に前向きな御答弁をいただいたものと理解をいたしました。

地球温暖化対策、ゼロカーボンシティの宣言ということですが、町長が言われるように実効を伴わなければ、ただ宣言するだけではただのパフォーマンスになってしまいますので、それでは駄目だと思いますが、先ほども大野町という部分で触れられましたが、ちょうど一般質問を提出したその日ですね、翌日の新聞に出ておりましたので、大野町がゼロカーボンシティの宣言をしたと。何か出したすぐ後で、非常に何か先越された感というか、やられた感を非常に受けたんですが、致し方ないと思いますけど。

それから、その翌日、9日の新聞に、地球温暖化に伴う気候変動を原因とする水不足、海面上昇の深刻化などによって、2050年までには世界各地で最大2億1,600万人が住居を追われて国内避難を迫られるというようなことが出ていました。また、今後、10年で1億3,000万人以上が貧困に陥るといような試算を世界銀行がまとめたということが出ておりました。昨今、地球温暖化対策に対する記事も非常に多くなっております。

そうであるのに、本当に危機的な状況にあらず、何かいまいち全体的に関心度が低い。言われれば誰でも頭では理解して分かっておることなんですが、社会全体的に見回しても危機感には至っていないというふうに思っています。

町は、ゼロカーボンシティを宣言する、さっきの実効を伴わなきやいかんのだ、それ

なりのいろんな施策を考えながらやらなければいけませんけれども、町自らがアクションを起こすということで、町民の危機意識、それから地域とか企業、そういったものの関心度の向上につながってくるのではないかと、そのように思います。

それと1点、御提案ですが、町独自で宣言ということもございますが、より効果を上げるには、例えば広域で安八郡3町とか、広いので西濃6町とか、こういった広域での共同宣言というのもちよっと検討したらどうかということなんです。これも町独自でやるだけでも大変なんですけど、また広げるということになりますと、非常に困難なことも出てくるかと思いますが、ぜひとも木野町長にリーダーシップを取っていただいて、まとめていただければ一番いいのかなというふうに思っていますので、その辺のところもちよっと御答弁いただけたらと思います。

それから、ライブカメラの活用については、これは周知するには、やっぱり呼びかけないとどうしようもないと思うんですね。そういった、例えば大雨が続くとか、そういったところに、せっかく広報がございますのでそういうので、12チャンネルでそういうライブカメラを運用しているよと、一応それで御確認くださいとか、そういったことも絶えずやっていくということも必要ではないかなというふうに思います。

それから、渋滞地点へのカメラの設置、これは例えば福東大橋、そういったところの渋滞緩和策にもなるんじゃないかなというふうにも思います。例えば、スマホ等で出かける前に状況を確認して、あつ非常に混んでいるなと、じゃあちよっと避けようとか、そういったことも起きてくると思うんですね。そういった意味で、個人のプライバシーとか、いろんな法律、法規等もございますので、そういったものを遵守しながらということでございますけれども、ぜひともそういう場所にも設置を考えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問でございます。できる範囲でお答えしたいと思いますが、まず温暖化対策についてでございます。

これについては、先ほども認識を異にしているわけではないと申し上げましたけれど、全く同感でございます。

温暖化対策というのは地球上ではいろんな国がいろんな自己主張をしております、なかなか一本化して対策を徹底しようという話にはなっておりません。どこかで排出量の確保を逆にしている国もあるし、そのために水没しかかっている国もあるとか、非常に極めて危機的な状況であるんだろうとっております。ただ、当事者でないものですから、なかなかその切迫感がないという状況はあるのかなあとっております。

ただ、マクロで見たときに、先ほども御案内があったように、一方では水不足が起き

て、言ってみれば水の難民ができるかもしれないと言いながら、今度は海面上昇があるとか、温暖化が1度進むごとにかなり危険度が増してくるということで、ある意味今の状況が踏みとどまれる最後のチャンスだろうという意味をどうやってその意識を育てていくというか、共通認識として持っていくかというのが大事なだろうと思っております。いたずらに危機感をあおるつもりもありませんけれども、いたずらに逆に安心だよというバイアスのかかった考え方を広めるということもいかがなものかと思っております。

いずれにしても、どこもかしこも国益を重視しながら、自分たちは例外みたいな言い方をされますと、ちょっと課題かなあと、そんなふうに思います。少なくとも日本が化石賞を贈られるというのはちょっと、いわゆる環境には早くから、公害問題以来、地球環境も含めて一生懸命取り組んできたはずの日本がそういう評価を受けるというのはちょっと残念な気もしておりますけれど、ここにもまた地球上のいろんなパワーバランスが何か集中的に日本に向かっているなあとという気もせんでもないですが、でも、いずれにしても、対策が遅れてしまったという一つの事実がありますので、それを何とかする必要はあるのかなと思っております。

先ほど実効の伴うカーボンニュートラルの宣言ということを申し上げましたけれども、それは実効の一つの方策としては、先ほど努力義務と言われております区域施策編というものを、これの策定がカーボンニュートラル宣言の一つのきっかけになり得るのかなと。せめてそれぐらいをやってからでないと、何か言っただけという話に終わってしまっても余り意味がないなあとという思いをしております。

それから、御案内のありました広域連携での宣言はどうかと、一つのアイデアとして受け止めさせていただきたいと思っております。これは全ての合意が大前提にありますので、一つはいいアイデアだなと思っております。

それから、ライブカメラにつきましては、呼びかけが大事、先ほどもやっているんだけれども、見てくれないよねというような部分を申し上げましたけれども、確かに見ていただかないとやっていることの意味がなくなってしまうので、そこはひとつきちっとPRしながらやっていきたいなと、そんなふうに思っております。

それから、特に日常生活との関係でいうと、渋滞、特に道路の状況、渋滞緩和、そういったものについて最新の技術を使いながら、いかにうまく流すかということも一つの方法であろうと思っております。

プライバシーの問題については、いかに個人情報一般化した形で個人が特定されないように加工できるかという、そこから出発すると思っておりますので、それは技術的に不可能ではないと思っておりますので、そこをクリアしながら、新しいものを取り入れながらやっていけたらなと思っております。

難しく考えるんじゃなくて、いかにシンプルに物事を整理していくかということだろ

うと思っておりますので、そういった観点でいろんなものに取り組んでまいりたいなど、そんなふうに思っております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

ありがとうございました。

町長の手腕を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

時差式信号機への変更による交通渋滞の改善についてお尋ねします。

時差式信号機は、右折する車両が多い交差点や連続した交差点に設置され、一方向の青信号を延長することによって渋滞の改善を図っています。

この辺りでは、福東大橋を渡った国道258号線との交差点、横曽根3の南から北、養老方面から大垣方面へ向かう交差点に設置されております。

先日、平日の午前中ですが、2度この場所を通りました。1度目は、1回の信号待ちで2台の車両しか福東大橋への右折ができない状態でした。2度目は、信号待ちの後、一台も右折ができませんでした。

福東大橋の渋滞は、町内にかかわらず、多くの方々から長年渋滞の悩みを聞いているところです。御存じのように、朝の通勤時間帯や夕方の帰宅時間帯は、特に渋滞がひどい状況です。

渋滞の要因は、福東大橋東詰め、西詰め、ともに右折車が多いことだと考えられます。渋滞解消のメリットは、緊急車両のタイムロスの削減、運転者のストレスの軽減、渋滞時間短縮による時間の有効活用、排気ガスの減少による温暖化防止、また渋滞を避けるために通学道路、生活道路への通り抜け車両の減少に伴う近隣住民の安心・安全な生活、経済活動の活性化、移住・定住の促進にもつながると考えます。

ちなみに、2018年4月より時差式信号機の表示方法が次のように順次変更されています。直進、右折の矢印がなくなり、青信号のみで通行時間を延長する方法に変更されています。

時差式信号機への変更、また今日の情報通信技術の発達によるセンサーを活用した信号制御と併用し、福東大橋の渋滞を改善できると推測いたしますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大橋議員から時差式信号機への変更による交通渋滞の改善についての御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、福東大橋の渋滞解消はかねてからの懸案事項でもありますし、過去に他の議員の皆様からも、一般質問において当該懸案事項解消に向けて御質問もいただいております。また、町民の皆さんからも同様の要望というものを多数いただいております。

これらを受けて、当町からも事あるごとに渋滞解消に向けた方策の実現を岐阜県に要望してきたところであります。

そのかいかあって、岐阜県、大垣土木事務所において国道258号線と接続する交差点の改良、これは具体的には大垣方面と養老方面に向かう車両の2車線のセパレート化でありますとか、県公安委員会、警察による規制では、福東大橋西詰め交差点での右折車両の時間帯制限、今、朝の7時から9時までは右折制限がかかっておりますけれども、そういったものでありますとか、そして福東大橋の信号、西詰め・東詰めの信号機の周期の時間拡大、要するに間合いを調整するということですが、そういったものの改善策を講じていただきました。

しかしながら、これらはやはり抜本的な改善策になり得ていないというのが現状であります。このような状況を踏まえて、岐阜県、大垣土木事務所を通じてでありますけれども、毎年継続して福東大橋の渋滞解消に向けての要請活動を実施しております。

今回、大橋議員から時差式信号機への変更、またセンサーを活用した信号制御等の併用による渋滞改善という御提案をいただきました。

まず、時差式信号機の設置につきましては、警視庁による「時差式信号現示による制御に関する運用指針の制定について」という通達があるわけですが、この通達によって全国の信号制御に関する運用がされておるところであります。

具体的な内容としては、時差式信号機の設置条件として、時差式信号現示に従って通行する右折車両と右折先の横断歩行者等との交錯を防ぐため、歩行者用交通信号灯器を必ず設置することとあります。

現状、御質問の当該地を見ますと、歩行者用の専用信号機の設置がない、また設置において右折の車両をはけさせる必要があるため、右折帯、直進車両と右折車両をセパレートするための道路スペースというのが必要になるんですが、これも設置されていない構造となっております。そういう意味では、時差式信号機の設置要件を満たしていない状況となっております。

つまり簡単に申しますと、現状の福東大橋の橋梁自体の2車線に西詰め、東詰めに右

折帯のスペースを造らなくてはいけないということでもあります。スペースを造ろうとすると、構造上、少なくとも橋の西詰め、東詰め of 両端部を拡幅する必要が出てまいります。

これらのことについては、実は渋滞解消に向けて劇的な方策になり得るんじゃないかということで、岐阜県、主に大垣土木事務所のほうでも検討はされたようですが、実現には至っておりません。

当該橋梁の改良工事の施工には、ああいう構造上の制約もあって多額の工事費がかかるということがその背景にはあるんだろうと思っています。

したがって、大橋議員のこの御提案を実現しようとする、今まで申し上げたこれらの課題を克服する必要が出てまいります。

今後も、岐阜県、大垣土木事務所には要望を継続しますが、私どもも大橋議員と同じくこの状態を何とかしたいという願いを共有しております。そのため、大垣警察署のほうに早速再度相談をしてみましたけれども、今できる方策として何があるんだろうかということで、先ほど述べましたけれども、信号周期の変更については、これは渋滞状況を調査、確認の上、その周期の変更は可能だというふうに回答を得ておりますので、またその部分について現状を考えながら変更等の作業が行われるだろうと、そんなふうに思っております。

過去にも実は周期の変更というのをされております。国道258号線の横曽根3の交差点信号の混み具合、車両数でありますとか、福東大橋の橋梁上の渋滞状況など、総合的な観点からの信号制御について改めて大垣警察署と現状を踏まえた協議をしてみたいと、そんなふうに思っております。

また、この渋滞緩和策、抜本策としては、やっぱりかねてから進めております、仮称でありますけれども、新養老大橋の架橋をすることによって、この羽島・養老線の負荷を軽減する以外にないのかなあと、そういう意味ではこの架橋が有効であるということは論をまたないだろうと思っています。

現在、この（仮称）新養老大橋につきましては、期成同盟会によって調査要望をしておりますし、路線の設定、交通量調査等について、少しずつではありますけれども、前へ進んでおりますので、何とかこれを早期に実現をしてみたいなと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、福東大橋の周辺については、周辺の構造上の問題もあってなかなか抜本的な解決がしづらいというところがありますし、前からそういう形で言われておるんですが、構造上の問題だとか、その道路周辺の問題で河川が幾つにもかかっておりますので、そういったことを考えるといろんな制約が重なって、構造上なかなか難しいということはおつてから言われておりますが、私はいつも申し上げておりますけれども、構造上の問題が難しいという言い方は、逆に将来にわたっても解決できないよというこ

とを暗示しているのに等しいわけですから、それではどうにもならないよと。じゃあ、抜本的な方策は何なんだろうということで、やっぱり真剣に考えてくれよということをや々申し上げております。

そういう抜本的な解決という意味では、やっぱり新養老大橋の架橋実現というのは一つの方策だろうと、そんなふうに思っております。それらを含めて今できることをきちっとやっていくということと、将来の抜本的解決に向けて手を打っていくという、この双方が大事なんだろうと思っております。

御質問の趣旨は痛いほど私どもも受け止めながらいろいろやっておりますので、今後とも議員の皆様方の後押しも得ながら、一生懸命前へ向かって進めていきたいなど、そんなふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

町長から御説明いただきまして、今まで町全体で福東大橋の渋滞の改善に取り組んでいただいていること、ありがとうございます。

今後も渋滞、現状としましては改善されていないというのが現状でありますので、今後も取り組んでいただきたいと思っております。

また、時差式信号機の変更の設置条件というのは、私、ちょっと知りませんでしたので提案させていただいたんですけれども、信号周期の変更といいますか、そういうことを、あとセンサー、私のほうも提案させていただきましたけれども、今日の通信技術の発達である程度その予測は可能だと思いますので、また今後とも渋滞改善に向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

まず、国保税の18歳未満の均等割軽減について町長に質問をいたします。

コロナ感染拡大で世帯の所得格差が拡大しています。残業代が減少したとか、働く日数が減少したなどの理由から、昨年度と比較すると収入が極端に減少したとの声が聞かれます。

国保税は、世帯数に応じた均等割保険税がかかってきます。世帯員数は、子育て中など多人数の世帯ほど負担が重くなります。均等割額は、子供でも1人当たり3万7,500円です。均等割保険税は、子供の数が多いほど負担が重くなるという人頭税としての性格を持っています。そのため、子育ての世帯の経済的負担軽減の観点から、知事会など

地方団体は、子供の均等割額の軽減制度導入を求めてきました。

国保都道府県化のための国保法改正法の参議院厚労委の附帯決議にも盛り込まれたことも受けて、国と地方の協議の場でも具体的な検討が行われてきました。日本共産党も国会での論戦などを通じて、繰り返し子育て世帯の保険料軽減を求めてきたものです。

社会保障審議会医療保険部会の取りまとめの最終の議論で地方団体出身の委員から、均等割のさらなる軽減を求める発言がされました。子育ての負担は、未就学児より上の世帯のほうが大きくなっています。町長におかれましては、ぜひ検討していただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野進議員の御質問、国保税の18歳未満の均等割の軽減についてということについてお答えをいたします。

まず、当町の国民健康保険税の賦課方式であります。所得割と均等割の2方式を採用しております。また、世帯に国保加入者がいれば、世帯主自身は他の保険に加入している場合でも世帯主が納税義務者となるということでもあります。

所得割は、国保加入者の所得で算出し、均等割は、世帯の加入者数に基づき算出すると、そういうことでもあります。

それから、現在は低所得世帯に対して、4月1日時点の世帯の状況で軽減判定基準額に基づいて、均等割額を2割、5割、7割の各割合で軽減をしておるところであります。

現在、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、令和4年度から未就学児の均等割額の5割を公費により軽減する制度の導入を現在国が進めているところでもあります。

当町の40歳未満の方の均等割額であります。医療保険分の3万7,500円、それから後期高齢者支援分の1万1,400円の計4万8,900円が対象となっております。5割軽減によりまして未就学児の均等割額は、1人当たり合計で2万4,450円ということになります。

低所得世帯に対する軽減を受けている場合は、均等割額を軽減した後でさらに5割軽減されるということになるわけでもあります。

御質問は、この未就学児に対する軽減措置を18歳未満に拡大することを求められているんだろうと、そういうふうに理解をしております。

本町の場合は、12月1日現在の国保加入者1,821人のうち、未就学児は28人で、18歳未満に拡大した場合は、85人増の113人ということになるろうかと思えます。

御質問のありました部分、軽減対象年齢を町単独で拡大するということになりますと、実は今の取扱いでは、公費負担ルール以外での一般会計からの繰入れ、いわゆる法定外繰入れというものが必要になってまいります。

国保を取り巻く状況を少し見てみますと、国民健康保険事業というのは平成30年4月から岐阜県と市町村が共同保険者となって財政運営の安定化を図っているという、そういう少し変化があります。そういう意味で現在は、いわゆるその法定外繰入れの解消だとか、それから保険料水準の統一に向けた議論をしているところなんです。

それで、今、御質問、御要望の趣旨というのは、ある意味法定外繰入れを新たに行うことにつながってまいりますので、全体バランスの中でなかなか難しいのかなあということですね。法定外繰入れを新たに行うということについては、ちょっと今のところは慎重にならざるを得んのかなと。むしろ、そういう意味では、御質問の趣旨を実現していくためには、国保財政に与える影響を考慮しながら、やっぱり全市町村が足並みをそろえて公費負担ルールにのっとった形で、いわゆる法定繰入れの対象にしていくべきだろうと、そんなふうに思っております。そういう意味で軽減措置の拡大を求めていくと、方向性はそういう方向性の中で、そういう手段として、やっぱり保険料の共通化だとか何とか、そういう議論をしているときでありますので、やはりできれば全地方団体が足並みをそろえていくことが大事なんだろうなと思っております。

ちなみに、現在、法定繰入れでどういう財政負担になっているかということですが、要するに繰入れ、軽減分をどこがどういう負担でやっているのかという話なんですよ。軽減分の財源負担としては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という形でやっております。

したがって、これを市町が単独でやると、この国分、県分も含めて市町村の負担になってくると、そういうことでもあります。

そういう意味で今おっしゃられた状況については私どもも注視はしておりますけれども、現状でお答えできる範囲としては、今のところはそういう方向性であるかなあというふうに思っております。

いずれにしても、子育て世帯が負担が多いということは国でも議論をされまして、その財源の限度というか、その範囲内でどこまでやるかという議論をした結果、今のところ、令和4年の4月1日から未就学児までは拡大しようということに少し制度が拡大される予定でございますので、その辺はよろしく御理解を賜りたいなと、そんなふうに思っております。以上であります。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

○議長（田中政治君）

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、議会最終日は午前9時までに御参集をいただきたいと思います。

本日は大変御苦勞さんでございました。

(午前10時31分 散会)

令和 3 年12月 3 日開会 第 4 回定例輪之内町議会

第 3 号会議録 第13日目

令和 3 年12月15日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和3年第4回定例町議会付託事件）

日程第3 議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第48号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第49号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第50号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎令和2年度決算特別委員会委員長報告

（令和3年第4回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 木野隆之 教育長 箕浦靖男

参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田 内 満 昭
調 整 監 (住民・福祉)兼 住民課長	中 島 良 重	教 育 課 長	野 村 みどり
福 祉 課 長	伊 藤 早 苗	経営戦略課長	菱 田 靖 雄
建 設 課 長	大 橋 勝 弘	産 業 課 長	松 井 和 明
土地改良課長	松 岡 博 樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前8時59分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長及び文教厚生常任委員長から、議第46号についての審査報告がありました。

次に、令和2年度決算特別委員会委員長から、議第47号から議第51号までの審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第2、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 浅野重行君。

○総務産業建設常任委員長（浅野重行君）

おはようございます。

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和3年第4回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、12月10日午前10時25分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、自家発電装置の蓄電池取替えの際の古い蓄電池の処分料は幾らかに対し、見積書は処分料も含めた金額となっているが、詳細な内訳までは分からないとのことでした。

蓄電池の容量はどれだけか、また新しい蓄電池は容量が大きくなるのかに対し、電圧

26. 50ボルトの蓄電池で、容量は変わらないとのことでした。

また、動産等を更新する場合は、その物品等を下取りできるものについては下取りや販売等を協議するなど、少しでも財政の歳入に寄与する方策を講じられたいとの提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、当初予算で工事費等を要望する際に昨年度実績等を反映した上で計上しているのかに対し、過去の実績や交通安全施設の設置を要望されている案件の有無等を勘案し、積算しているとのことでした。

交通危険箇所が区をまたがっている場合、どちらの区の交通安全委員が対応するのか混乱する場合がある。そういった場合のため、意見箱等により町民から要望を広く取り上げることにはできないかに対し、交通安全地区委員ではなく、町民の方から直接危険箇所への対応要望があった際も、町職員が現場の確認や大垣警察署への相談を行い、対応が必要であれば該当地区の交通安全地区委員等と連携し、対応している。現在のところ、一般的な意見や要望については、町ホームページのメールにより受け付けているとのことでした。

また、委員から交通危険箇所の調査やカーブミラーの清掃について、関係団体から有志を募り実施してはどうかとの提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、寄附者はふるさと納税の返礼品をいつ、どのように決めるのかに対し、「さとふる」などのふるさと納税のポータルサイト等で返礼品を決めて寄附をするとのことでした。

返礼品は何種類あるのかに対し、返礼品は、令和3年8月1日現在、62品目あるとのことでした。

ふるさと納税の寄附額の増加要因は何かに対し、大口の寄附があったこと、返礼品の種類が増えたこと及びポータルサイトが増えたことが要因であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、元気な農業産地構造改革支援事業は個人でも申請が可能なのかに対し、営農組合や認定農業者などの大規模な経営面積を保有している者が申請の対象であるとのことでした。

コンバインの耐用年数が7年とのことだが、7年で故障するものなののかに対し、農機には使用基準時間があり、耐用年数にかかわらず使用基準時間を超えると故障する可能性が高くなるとのことでした。

7年の使用基準時間は何時間になるのかに対し、使用基準時間は1,300時間であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 林日出雄君。

○文教厚生常任委員長（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和3年第4回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査付託されました案件について、12月10日午前9時30分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、調整監、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、毎回システム改修が必要なのか、職員で改修することはできないのかに対し、職員では改修することができない箇所のため、システムベンダーへ改修委託するものとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、健康管理システムプログラム変更等委託料について、委託できる事業者は複数あるのかに対し、岐阜県内には2社あり、システム導入時に選定した事業者システム変更を委託するものであるとのことでした。

新型コロナワクチン接種事業で今回作成するクーポン券とは何かに対し、第3回目の

ワクチン接種券であり、町民には接種券として周知しているとのことでした。

障がい者の補装具費について、車椅子はどのような種類のものを選定しているのかに対し、座位保持装置付やリクライニング機能付など、障がい者の方に対応した車椅子の支給申請を受けている。申請には医師の意見書が必要であり、県の更生相談所の技術的指導を受けて支給決定をしているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、文化会館のリトルホール空調機導入について、新設の大型空調機2台導入するのなら、既設の空調機は撤去して下取りにならないのかに対し、文化会館の既設の空調機は一体化しており、リトルホールの既存の空調機を撤去しても下取りにならず、文化会館と一緒に改修工事をしたほうが有利になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。以上です。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第3、議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、令和2年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 小寺強君。

○令和2年度決算特別委員長（小寺 強君）

決算特別委員会審査報告をいたします。

令和2年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

令和3年第4回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、12月6日、7日の両日にわたり、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長以下関係職員出席の下に審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、本委員会に付託されました議第47号から議第51号までを一括議題といたしました。

議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議会だよりの1部の単価は幾らかに対し、発行号ごとにページ数が変わるため、1部の単価でなく、1回24ページに相当する金額で、税抜き19万8,000円で契約しているとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、臨時職員から会計年度任用職員に移行した職員の年次休暇は、制度どおり繰越しを行っているのかに対し、繰越しをしており、適正に対応しているとのことでした。

割愛職員とは何かに対し、教育委員会にいる先生2名のことで、小・中学校の先生は

県職員のため、県からの割愛であるとのことでした。

公用車の購入とあるが、前の車は下取りに出したのかに対し、今回の公用車の購入は、前年度の事故により減となった車両の補充のため、下取りはなかったとのことでした。

行政情報データサービスとは何かに対し、他市町村の施策等が載っており、毎日最新データを閲覧できるとのことでした。

再任用の職員数と給料額は幾らかに対し、再任用の職員数は、令和2年度末でフルタイム再任用が6名、パートタイム再任用が3名で、合計金額として2,902万7,000円であるとのことでした。

再任用職員について勤務内容やその実態が不明瞭な職員について、その経験を生かし、役場の案内係などに適材適所の配置をお願いできないかに対し、そのような職員については、引き続き指導を行っていきたい。また、住民への案内や声かけは職員全体で行っており、引き続き住民サービスの向上を目指すとのことでした。

区長の仕事内容について町からの説明はあるのか、また区の運営方法について町から指示はできないのかに対し、毎年、最初の区長会にて区長に依頼する仕事をお知らせしており、区の運営方法については、それぞれの区の組織編成や慣例等もあるため、町は詳細にわたりその組織編成まで関与せず、区に一任しているとのことでした。

令和2年度に新規で採用した職員は何人か、現在も勤務しているのかに対し、採用した職員は7名で、現在も勤務しているとのことでした。

当町の国勢調査人口は何人かに対し、速報値で9,664人とのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、「横断歩道マナー日本一宣言」に係るのぼり等の作成費用はどこに計上されているのかに対し、費用については大垣警察署や大垣市が負担しているとのことでした。

町内の水防倉庫の箇所数と維持修繕等に関する計画はどのようになっているのかに対し、水防倉庫は町内に10か所設置しており、老朽化したものや地域からの申出があったものについて、順に修繕等対応しているとのことでした。

コミュニティ防災センターはWi-Fi環境が整備されているのかに対し、まだWi-Fi環境の整備はされていないとのことでした。

交通安全施設の設置等について、地区の交通安全委員や区長からの申出のみへの対応だと、委員さんがお勤めの人である場合に昼間の現場の状況等が確認できず、要望の把握が不十分となるのではないかに対し、交通安全施設の設置要望については、地域住民の方から危機管理課へ直接要望があった際も、該当地区の交通安全委員や区長等と情報共有し、対応している。その際の必要書類については、地区の交通安全委員からの提出をお願いしているとのことでした。

消防団の機動演習の実施状況はどうなっているのか、また実施場所にあえて水利の少ないところを選定するなど、訓練の実施内容についても検討が必要ではないかに対し、令和2年度は、里地区と輪之内中学校グラウンドの2か所で機動演習を実施した。演習の内容については、中継の方法や消防署との連携等、演習ごとにコンセプトを持って進めているとのことでした。

機動演習を実施した際や火災現場への出動があった際に、その現場での問題点、改善点等を振り返る場が必要ではないか、またそれを翌年度予算に反映するなどの対応ができないかに対し、先般、本戸区内で発生した火災については、消防団幹部が主導で団幹部のほか、団員、南分署長等に招集を求め、現場の振り返り・反省会を後日実施した。また、機動演習については、演習終了後、検討会を毎回実施している。その内容等を踏まえ、新年度予算に反映していけるものは反映していくとのことでした。

機能別消防団員は、昼間の火災のみ出動するのか、また定期的な訓練は行っているのかに対し、機能別消防団は、昼間の火災のほか、大規模災害が発生した際に出動する。訓練については、通常、年に数回実施しているとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ふるさと納税の今後の方針をどのように考えているのかに対し、今後もポータルサイトの拡充と返礼品の充実に努めていきたいとのことでした。

利子割交付金は町で発生した利息かに対し、利子割交付金は、県で徴収された利子割のうち、町税に相当する分として県から交付されるものである。なお、交付に当たっての算出は、県においてなされているとのことでした。

宝くじの交付金は、輪之内町民の購入分か、全国での購入分かに対し、全国とのことでした。

墓地、火葬場は、公有財産としてカウントしないのかに対し、所有者を一村総持ちとして登記ができないため、墓地や火葬場は、登記上、町の所有となっている。そのため、利用の実態により町のみでの判断で処分等ができるものではないとのことでした。

ふるさと納税の返礼品の上位は何かに対し、牛肉、マスク、季節の野菜等であるとのことでした。

空き家のリフォームに対して何か補助はあるのかに対し、三世代同居・近居のための住宅のリフォームに対する補助はあるが、単純に空き家に対するものではないとのことでした。

住宅建設支援事業はどういった制度かに対し、新築住宅に課される、120平方メートルまでの床面積に係る固定資産税の2分の1相当額を3年間補助する制度であるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、滞納がある場合、相談には応じるのか、また分割納付に対する相談もあるのかに対し、滞納者に対し、督促状、催告書で相談に応じるよう案内し、それでも応じないようであれば警告書を発送している。相談では、1か月の収支状況を聞き取り、税金に充てられる額を算出して納税誓約書を結んでいるとことでした。

誓約書を結ぶと時効は永遠に続くのかに対し、時効は中断され、誓約書どおりの納付が続けば時効を迎えることはないとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、デマンドバス利用者の自転車、乳母車等を置いておく場所がないとの意見が多く出ているが、どのように考えているか、また置場を確保できなければ、デマンドバスによる玄関までの送迎をお願いできないかに対し、ワークショップでも問題として上がっているが、玄関までの送迎になると福祉タクシーとなってしまう。公共交通として弱者を救済する方法があるかを調査し、希望に添える方法を見つけ出していきたいとのことでした。

町内の水質検査について、町内で釣れる魚の個体検査を行えないのかに対し、岐阜大学の伊藤教授との共同研究によると、町内の水質には問題がないとの結果が出ており、小学校で開催される環境学習では、他の市町に比べ輪之内町内の川の魚は種類が多いとの調査結果が出ている。来年度の共同研究にて個体検査ができるか確認をするとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、介護認定で要介護度4または5の方は、通常、身体障害者手帳を所持できると思われるが、交付申請について窓口で案内しているのかに対し、手帳の申請については、担当ケアマネジャーから手続の案内のほか、医師の診断書が必要となるため、医師にも相談するよう助言をいただいているとのことでした。

婚活サポート事業について令和2年度の実績はどうかに対し、婚活イベントが2回開催され、参加者22名のうち、1組のカップルが成立した。また、ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワークを利用し、町社協から登録者へ情報提供や相談支援を行っているとのことでした。

心配ごと相談所と基幹相談支援センターとの違いは何か、また新型コロナの影響を受けて相談件数は増加しているのかに対し、心配ごと相談は、民生委員児童委員を主体として様々な相談を対象としているのに対し、基幹相談は、障がい者に関する相談に限定

している。相談件数については、特に新型コロナの影響を受けてはいないとのことでした。

老人クラブ数や会員数は、現在どうなっているかに対し、現在、17団体あるが、団体数及び会員数は、年々減少しているとのことでした。

老人クラブのない地区で活動に参加できない方や加入しない方への対応についてはどう考えているかに対し、65歳以上の方に介護予防教室等の参加を呼びかけたり、高齢者全般に行き渡る施策について検討していきたいとのことでした。

なお、加入対象年齢を引き上げることや名称を変更するなど、老人クラブ存続について検討していただきたいとの意見がありました。

こども園利用料について第2子や第3子の減額はあるのかに対し、3歳未満児は兄弟軽減があり、規定により第2子が原則半額、第3子が原則無償であるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、農業振興地域の除外や農地の転用などは、年に何回申請機会があるのか、また面積要件はあるのかに対し、除外については年1回、転用については毎月申請でき、面積要件はないとのことでした。

街路灯の電気代はどかが負担するのかに対し、町が支払うとのことでした。

プレミアムクーポン券を発行するのではなく、現金で給付できないのかに対し、町内のお店で使用してもらいたいため、現金ではなくクーポン券を発行しているとのことでした。

輪之内プレミアム商品券をもっと期待感の持てる内容にできないのかに対し、次年度はインパクトのある内容になるよう検討していきたいとのことでした。

移住・定住の実績はあるのかに対し、現在のところ実績はないとのことでした。

空き家対策事業とはどのような内容か、また空き家の件数は何件かに対し、事業内容については、空き家の現状調査、把握、所有者などに改善指導を行う。また、件数については、平成30年度に実施した調査結果は58件であるとのことでした。

けんがい菊教室は仁木小学校だけ実施しているのかに対し、今後は福東・大藪小学校でも実施していきたいとのことでした。

御膳米の販路は拡大しているのかに対し、外食チェーン店や養老サービスエリアのレストランなどにも御膳米が採用され、需要が高まりつつあるとのことでした。

御膳米の買取り価格については下がっているが、農薬や肥料は上がっている、今後の対策はあるのかに対し、来年度から御膳米販売会社と御膳米のPRの仕方や買取り価格などについて検討会を開催していきたいとのことでした。

洋菓子開発事業については、過去にもカステラやジェラートがあったが、販売が終了している。今回は特産品として根づくものなのかに対し、委託先の所シェフが「所塾」

を開催しており、塾生が数年かけて技術を習得し、将来的にはホッとステーションでも販売していきたいとのことでした。

丸毛戦記のDVDが完成したが、販売するだけでなく、町内の小・中学校への配布やホッとステーションでの上映などを考えてはどうかに対し、後世に伝えるべく、DVDの配布や上映を実施したいとのことでした。

F C岐阜への委託料の費用対効果はどうかに対し、ホームタウンデーで町のPR、特産品の販売等を行っているが、今後は新たなPR企画をしっかりと検討し、実施していきたいとのことでした。

資源向上支払交付金の使用内容について、他地区からの耕作者の意見を反映させた施工をしていただけないかに対し、反映できるよう前向きに検討していきたいとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地元負担の12.5%は、農地を持っている各農家の負担はあるのかに対し、地元負担金は、土地改良区で借入れし、負担している。それが後に集積率や集約化に応じ国から補助金として戻るので償還できることから、実質的な負担はゼロになるとのことでした。

中期計画では土地改良事業の面積はどれほどを計画しているのかに対し、整備面積は、実施中の楡俣北部が完了すると50%に達し、計画にある地区と要望が出ている地区までを含めると、約70%になるとのことでした。

将来的には全地域を予定されることになるのかに対し、土地改良事業は、地元の要望、同意が不可欠になるので、要望等が提出され、それに基づき検討していくことになるとのことでした。

中期計画にある中郷新田の暗渠排水の要望は、既に10年ほど続いているのではないのかに対し、中期計画に上げて要望はしているが、国や県の財政等の関係もあり、遅延しているのが現状であるとのことでした。

また、関連して、新規事業も大切であるが、一事業の目的が最後まで完了できるような進め方をしてほしいという意見がありました。

四郷南部の事業計画には非農用地も計画されているのかに対し、計画されているとのことでした。

現在の事業では非農用地が計画画されて工場用地を誘致しているが、それ以前の事業のものは、一部は活用されているが、それ以外のものは手つかずで放ってある。農地としては使えるが、そのような白地の取扱いをどのように考えているのかに対し、過去の事業では、そのときの計画により進められたものと認識している。現在も同じ土地改良法の制度に基づき計画しているものであり、非農用地がありきではなく、町全域が農業

振興地域の中で優良農地を守りながら、企業を誘致して税収を確保し、雇用が生まれ、新規の転居につなげることで人口の増加も期待できるという調和が取れた土地利用等を踏まえつつ、町全体の発展を考えた総合的な判断にて事業を推進しているとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、松内接続道路の工事進捗について、現場の状況に変化が少なく、遅いように思えるがどうか、また計画期間はどれくらいかに対し、令和元年度から水路整備、ボックスカルバート敷設等を実施しており、まだ現場の変化が見えにくい状況であるが、国の補助金を有効に活用して順次進めている。令和7年度までを計画期間として事業を進めているとのことでした。

県道安八・海津線の歩道のない部分が危険であるので県へ改良を要望してもらえないかに対し、従来から要望していたが、今年度、県で事業化され、順次整備されていく予定であるとのことでした。

道路改良を施工する際、幅員確保のため擁壁を設ける場合は、転落の危険があることから安全対策も同時に実施してほしいとの意見がありました。

舗装工事や改良工事の計画の基準は、要望によるのか、また要望は減っていくのかに対し、優先順位は、町全体のバランスを考慮し、決定している。また、令和2年度は、要望160件に対して22件の実施結果となり、13.8%の実施率であるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育委員会所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、会計年度任用職員は13人もいるのか、兼ねているのか、また給料が違うのかに対し、教育課、学校給食センター、町立図書館、小・中学校合わせて13人で、給料については、職種によるものと勤務時間の違いによるとのことでした。

英語指導助手委託料は、1人で約920万円も必要なのかに対し、業者に2名委託しており、こども園、小学校で英語指導を行っているとのことでした。

学校の防災力向上のための防災士養成とあるが、どのように生かされるのかに対し、防災教育の手段で行っている。当初に取得した生徒は、今、高校2年生になっている。地域の中に溶け込んで、自ら何をやればいいのかを考えてもらいたいとのことでした。

留守家庭教室は、体育館やいなほホールの他にどこかで開催しているのかに対し、コロナ感染症予防のため、3地区の防災センターを含め計6か所で開催しているとのことでした。

小学校管理費の報償費が各小学校で金額が違うのはなぜかに対し、各小学校にて学校運営協議会委員謝礼の支払いのほか、福東小学校はクラブ琴講師謝金、大藪小学校は書き初め会講師謝礼を支払ったとのことでした。

特色ある学校教育とは何を行っているのかに対し、福東小学校は、国語を中心に図書館による言語教育、仁木小学校は、アイガモ農業による米作り活動、大藪小学校は、薩摩洗堰などのふるさと学習を行っているとのことでした。

心の相談員はどのように配置しているのかに対し、拠点校として福東小学校に配置している。他の小学校から要請があれば出向いていくとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

議第47号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第48号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、不納欠損額が提示されているが、滞納者等の対応はどうなっているのかに対し、保険証は、再交付時に納税相談をし、納税を確認してから短期証を交付することになっているとのことでした。

また、その際の納税額は決まっているのかに対し、その都度誓約書を記入してもらっているが、それぞれの滞納者の生活状況にもよるため、納税相談時に納付可能な金額としているとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

議第48号についての討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第48号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第49号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

議第49号についての討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第50号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

議第50号についての討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第50号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、下水道普及率が89.8%に対し、加入率が47%と約半数の世帯が接続していないが、利用が伸び悩んでいる理由は何かに対し、接続には高額な費用がかかることが理由の一つであるとのことでした。

接続率の向上について対策はあるのかに対し、令和3年10月に岐阜県及び県内で接続率の低い4市町で構成する「岐阜県下水道接続率向上方策研究会」が設立されたので、この研究会の中で接続率を向上させるための具体的な方策を検討、実施していくとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

議第51号についての討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、令和2年度決算特別委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 令和2年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これから、議第48号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第48号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第49号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第50号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第51号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了しました。

令和3年第4回定例輪之内町議会を閉会といたします。

13日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午前9時51分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月15日

輪之内町議会 議長 田中政治

署名議員 大橋慶裕

署名議員 浅野進